

官報

号外 昭和二十九年五月十日

○第十九回 参議院会議録第四十四号

昭和二十九年五月十日(月曜日)午後一時五十分開議

議事日程 第四十四号

昭和二十九年五月十日

午前十時開議

第一 地方財政平衡交付金法の一
部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付) (委員長報告)

第二 入場課与税法案(内閣提出、
衆議院送付) (委員長報告)

第三 土地区画整理法案(内閣提出、
衆議院送付) (委員長報告)

第四 土地区画整理法施行法案
(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第五 図書館運営委員長報告

第六 日の影、高森両駅間鉄道敷
設に関する請願(一件) (委員長報告)

第七 北海道様似駅、幌泉村間鉄
道敷設に関する請願 (委員長報告)

第八 日本統鐵道敷設工事統続に
関する請願 (委員長報告)

第九 大糸線鉄道全通促進に関する
請願 (委員長報告)

第一〇 中村、上ノ山両駅間鉄道
敷設促進に関する請願 (委員長報告)

第一一 二俣駅、佐久間村間鉄道
敷設に関する請願(一件) (委員長報告)

第一二 江迎、白ノ浦両駅間鉄道
敷設に関する請願 (委員長報告)

第一三 野岩羽鉄道追加路線敷設
促進に関する請願 (委員長報告)

第一四 金津、芦原両駅間にシ
ゼルカー運転開始の請願 (委員長報告)

第一五 飯山線鉄道運輸改善に
する請願 (委員長報告)

第一六 出目駅舎移転拡張等に
関する請願 (委員長報告)

第一七 国鉄閑門トンネル通過の
貨物運賃加算率撤廃に関する請
願 (委員長報告)

第一八 貨物運賃特別割引制度存
続に関する請願 (委員長報告)

第一九 神奈川県西部地区国鉄輸
送力増強促進に関する請願 (委員長報告)

第二〇 中央線、榛ノ井線及び信
越線鉄道電化に関する請願 (委員長報告)

第二一 新潟県長岡市に測候所設
置の請願 (委員長報告)

第二二 越美北線鉄道開通促進に
関する陳情 (委員長報告)

第二三 飯山線鉄道運輸改善に
する陳情 (委員長報告)

第二四 大阪、宮崎両市周定期航
空路開設促進に関する請願 (委員長報告)

第二五 熊本県阿村ソーラに着台
設置等の請願 (委員長報告)

第二六 新潟県長岡市に測候所設
置の請願 (委員長報告)

第一〇 中村、上ノ山両駅間鉄道 敷設促進に関する請願 (委員長報告)	第一一 二俣駅、佐久間村間鉄道 敷設に関する請願(一件) (委員長報告)	第一二 江迎、白ノ浦両駅間鉄道 敷設に関する請願 (委員長報告)	第一三 野岩羽鉄道追加路線敷設 促進に関する請願 (委員長報告)	第一四 金津、芦原両駅間にシ ゼルカー運転開始の請願 (委員長報告)	第一五 飯山線鉄道運輸改善に する請願 (委員長報告)	第一六 出目駅舎移転拡張等に 関する請願 (委員長報告)	第一七 国鉄閑門トンネル通過の 貨物運賃加算率撤廃に関する請 願 (委員長報告)	第一八 貨物運賃特別割引制度存 続に関する請願 (委員長報告)	第一九 神奈川県西部地区国鉄輸 送力増強促進に関する請願 (委員長報告)	第二〇 中央線、榛ノ井線及び信 越線鉄道電化に関する請願 (委員長報告)	第二一 新潟県長岡市に測候所設 置の請願 (委員長報告)	第二二 越美北線鉄道開通促進に 関する陳情 (委員長報告)	第二三 飯山線鉄道運輸改善に する陳情 (委員長報告)	第二四 大阪、宮崎両市周定期航 空路開設促進に関する請願 (委員長報告)	第二五 熊本県阿村ソーラに着台 設置等の請願 (委員長報告)	第二六 新潟県長岡市に測候所設 置の請願 (委員長報告)	第二七 越美北線鉄道開通促進に 関する陳情 (委員長報告)	第二八 台風被害予防措置に関する 陳情 (委員長報告)	第二九 山川、枕崎両駅間等鉄道 敷設促進に関する陳情 (委員長報告)	第三〇 日豊線急行列車を鹿児島 駅まで延長する等の陳情 (委員長報告)
---------------------------------------	---	-------------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	--	------------------------------------	---	---	---------------------------------	----------------------------------	--------------------------------	---	-----------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	--------------------------------	---------------------------------------	--

第三一 鋼田操車場建設促進等に
関する陳情 (委員長報告)

第三二 山陽本線横川駅地区の鐵
道高架線等に関する陳情 (委員長報告)

同 同

左の通り指名した。

内閣委員 岡田 宗司君
人事委員 松本 昇君
農林委員 北村 一男君
経済安定委員 矢嶋 三義君
予算委員 小林 孝平君
藤原 道子君
同 同

同日議長において、常任委員の補欠を
特別割引織統に関する陳情 (委員長報告)

第三三 乾めん類の鐵道貨物運賃等に
関する陳情 (委員長報告)

第三四 農産物等の鐵道貨物運賃
特別割引織統に関する陳情 (委員長報告)

第三五 定点観測業務繼續に関する
陳情 (委員長報告)

第三六 裏日本定期航空路線開設
促進に関する陳情 (委員長報告)

第三七 北陸定期航空路線開設に
関する陳情 (委員長報告)

第三八 台風被害予防措置に関する
陳情 (委員長報告)

第三九 同日本院は、国会の会期を五月二十二
日まで十四日間延長することを議決
し、即日その旨を衆議院及び内閣へ通
知した。

同日議員から左の議案を提出した。
一つ議長(河井彌八君) 諸般の報告は、
朗説を省略いたします。

○議長(河井彌八君) 諸般の報告は、
一昨八日議長において、左の常任委員
の辞任を許可した。

内閣委員 人事委員 農林委員 経済安定委員
予算委員 北村 一男君 松本 留君 岡田 宗司君
同 同

公職選舉法の一部を改正する法律案
(館哲二君外二名発議)

同日衆議院から予備審査のため左の議
案が送付された。よつて議長は即日こ
れを建設委員会に付託した。

道路整備特別措置法の一部を改正す
る法律案(中島茂喜君外二十四名提
出)

同日衆議院から予備審査のため左の議
案が送付された。

国土開発中央道事業法案（竹谷源太郎君外二十六名提出）
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

地方自治法の一部を改正する法律案

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案

同日委員長から左の報告書を提出し、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案修正議決報告書

土地区画整理法案可決報告書
土地区画整理法施行法案修正議決報告書

同日議院における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案

同日委員長から左の報告書を提出し、

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案修正議決報告書

同日議院における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案

同日委員長から左の報告書を提出し、

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案修正議決報告書

同日議院における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案

同日議院における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案

同日議院における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案

同日議院における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案

同日議院における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案

出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
万国農事協会に関する条約の失效に関する議定書への加入について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認した旨衆議院に通知した。

日程第一、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

日程第二、入場譲与税法案（いすれも内閣提出、衆議院送付）

以上、兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河井彌八君）御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。地方行政委員長内村清次君。

万国農事協会に於ける条約の失効に関する議定書への加入について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認した旨衆議院に回付した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認した旨衆議院に回付した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認した旨衆議院に回付した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認した旨衆議院に回付した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認した旨衆議院に回付した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認した旨衆議院に回付した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認した旨衆議院に回付した。

第六条の改正規定中「百分の二十五」を「百分の二十二」に改める。

第十四条に一項を加える改正規定のうち第三項の表道府県の項中事業所勞働委員會専屬事務局存置に関する事項外十八件の陳情は各々意見書を附し、即ちこれを内閣に送付した。

四 道府県たばこ消費税 当該道府県の区域内における前年度中のたばこの小売売上額

四 道府県たばこ消費税 当該道府県の区域内における前年度中のたばこの小売売上額

四 道府県たばこ消費税 当該道府県の区域内における前年度中のたばこの小売売上額

五 娛樂施設利用税 前年度中において、当該道府県に所在する地方税法第七十五条第一項の施設を利用した者の数又は当該施設における利用物件数

五 娯樂施設利用税 前年度中において、当該道府県に所在する地方税法第七十五条第一項の施設を利用した者の数又は当該施設における利用物件数

の下に

〔十一 入場譲与税

官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全國的な人口調査の結果による当該道府県の人口とあ

小林 武治

堀 末治 石村 幸作
伊能 芳雄 伊能繁次郎
館 哲二 長谷川行穂
高橋進太郎 島村 軍次

るの

十一 入場譲与税

官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による当該道府県の人口

十二 入場税

度中において当該道府県の区域内に所在する競馬場及び競輪場に入場した者の数並びに当該道府県の区域内に所在する舞踏場、まあじやん場、たまつき場、ゴルフ場、スケート場、つりばり、貸船場及びこれらの施設に類する施設の数

を加える。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現行の地方財政平衡交付金制度が、毎年度その総額の決定をめぐて問題を生じたのに鑑み、同制度に検討を加えた結果これを是正するため、地方財政平衡交付金を改めて「地方交付税」とし、その総額を国税である所得税、法人税及び酒税の一一定割合として、地方に独立財源を与える地方財政の自律性を高め安定性を確保したものであつて、その内容は地方交付税の性格、機能、総額、種類及び交付方法特に基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法等を定めたものであつたところ、衆議院においては交付税の総額の項を修正し、昭和三十一年度より所得税、法人税及び酒税の収入額のそれが百分の二十五としたが、本委員会においては、昭和三十年

度中において当該道府県の区域内に所在する競馬場及び競輪場に入場した者の数並びに当該道府県の区域内に所在する舞踏場、まあじやん場、たまつき場、ゴルフ場、スケート場、つりばり、貸船場及びこれらの施設に類する施設の数

(小字は衆議院修正)
地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律

と、

五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方交付税法

本則(第二条第一号及び第六号)、

第三条第三項、第六条、第十条第二項但書及び第十一条第五項並びに第十七条を除く)中「交付金」を「交付税」

に、「普通交付金」を「普通交付税」に、「特別交付金」を「特別交付税」に改める。

第一項中「地方財政平衡交付金」を

「地方交付税」に、「資するため」に、

に、「特別交付金」を「特別交付税」に改める。

第三項を次のように改める。

(交付税の總額)

第六条 所得税、法人税及び酒税の

収入額のそれぞれ百分の二十(五)をもつて交付税とする。

2 每年度分として交付すべき交付

税の総額は、当該年度における所得

税、法人税及び酒税の収入見込額

のそれぞれ百分の二千(五)に相当す

る額の合算額に当該年度の前年度

より算出した所得税、法人税及び

酒税のそれぞれの一定割合の額

で地方団体がひとしくその行う

べき事務を遂行することができ

るよう國が交付する税をい

う。

三、費用
本法律の施行によつて別に費用を要しない。
地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

昭和二十九年四月十三日

衆議院議長 堀 康次郎

第一条第六号中「普通交付金の総額を算定し、及び配分する」を「普通交付税を交付する」に改める。

第三条中第一項及び第二項を削り、第三項中「國の予算に計上された交付金の総額」を「地方交付税(以下「交付税」という。)の総額」に、「補てんすることができるよう配分しないこと」に改める。

2 每年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前条第二項の百分の九十二に相当する額とする。

3 每年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前条第二項の額の百分の八に相当する額とする。

額を算定し、及び配分する」を「普通交付税を交付する」に改める。

第六条の二 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。

第六条の三 每年度分として交付すべき普通交付税の総額が第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と異なる場合において、当該合算額が普通交付税の総額に満たないときは、当該満たない額は、特別交付税の総額に加算するものとする。

第六条の四 当該合算額が普通交付税の総額をこえるときは、当該こえる額は、特別交付税の総額から減額するものとする。但し、当該減額すべき額は、交付税の総額の百分の二に相当する額をこえてはならないものとする。

第六条の五 2 每年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合は、地方財政若しくは

第六条の次に次の二条を加える。
(交付税の種類等)

第六条の二 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。

第六条の三 每年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前条第二項の額の百分の八に相当する額とする。

2 每年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前条第二項の額の百分の九十二に相当する額とする。

3 每年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前条第二項の額の百分の八に相当する額とする。

額を算定し、及び配分する」を「普通交付税を交付する」に改める。

第六条の二 交付税の種類は、普通

交付税及び特別交付税とする。

第六条の三 每年度分として交付すべき特別交付税の総額が第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合は、地方財政若しくは

昭和二十九年五月十日 参議院会議録第四十四号 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案外一件

地方行政に係る制度の改正又は第六条第一項に定める率の変更を行うものとする。

第七条第三号中「基準財政収入額及び必要とする交付金の総額」を「及び基準財政収入額」に改める。

第十条第二項但書を次のように改める。

但し、各地方団体について算定

した財源不足額の合算額が普通交

付税の総額をこえるため、当該

これる額を特別交付税の総額から

減額すべき場合において、その減

額すべき額が交付税の総額の百分

の二に相当する額をこえるとき
は、左の式により算定した額とする。

当該地方団体の財源不足額
と該地方団体の基準財政収入
額又は財源不足額の合算額との

該年度分として交付すべき交

付税の総額の百分の九十四に相当

する額が第一項但書の規定により

算定した各地方団体に対して交付

付税の総額又は百分の九十四
と該地方団体の基準財政収入
額又は財源不足額の合算額

の二に相当する額をこえる。
は、左の式により算定した額とする。

第十条第五項を次のように改める。

5 当該年度分として交付すべき交

付税の総額の百分の九十四に相当

する額が第一項但書の規定により

算定した各地方団体に対して交付

すべき普通交付税の合算額に満た
ない場合においては、当該不足額
の一部をもつて充てるものとす
る。

第十二条第一項の表を次のように
改める。

類別(地方団体)	経費の種類	測定単位	単位	費用
道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき	三〇六、〇一〇〇〇銭
	二 土木費	道路面積	一平方メートルにつき	八七二
	1 橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき	一一一、四八
	2 河川費	河川の延長	一メートルにつき	一九七
	3 港湾費	港湾におけるけい船	一メートルにつき	一、三〇〇〇〇
	4 港湾における防波堤	港湾における防波堤の延長	一メートルにつき	一一一、五〇〇〇
	5 その他の中土木費	人口	一人につき	一八三三
		面積	一平方キロメートルにつき	四六、六六一〇〇
4 その他の中学校費	三 教育費	児童数	一人につき	一、七一二〇〇
	1 小学校費	学校数	一人につき	一六六、七〇〇〇〇〇
		生徒数	一人につき	一、七八、一九〇〇〇〇〇
		学級数	一学級につき	二、三一八〇〇〇〇
人口		学校数	一人につき	九、五七二〇〇〇〇〇
道府県	2 中学校費	生徒数	一人につき	六二五五
4 その他の中学校費	3 高等学校費	生徒数	一人につき	三〇〇〇〇〇〇〇
人口		学級数	一人につき	三〇〇〇〇〇〇〇

四 厚生労働費	1 社会福祉費	人口	一人につき	一六九八六
5 2 衛生費	3 労働費	人口	一人につき	一一二九五
1 農業経済費	2 林野行政費	耕地の面積	一人につき	一〇六〇〇
3 水産行政費	4 商工行政費	工場事業場労働者数	一人につき	三一、五九七〇〇
6 戰災復興費	7 その他の行政費	失業者数	一人につき	七八六〇〇
8 災害復旧費	1 徵稅費	農業者(畜産業者を含む)の数	一人につき	一、一三四〇〇
	2 その他の諸費	水産業者数	一人につき	六五四〇〇
		商工業の従業者数	一人につき	六、六一〇〇〇
		民有林野の面積	一人につき	一町歩につき
		戦争による被災地の面積	一人につき	一坪につき
3 港湾費	1 消防費	道府県税の税額	一千円につき	六四〇〇
	2 土木費	道路の面積	一人につき	一七八〇〇
	1 道路費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき	三七一
	2 橋りょう費	港湾におけるけい船	一平方メートルにつき	六九六〇
		岸の延長	一メートルにつき	一、三〇〇〇〇

昭和二十九年五月十日 参議院会議録第四十四号

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案外一件

市町村		港湾における防波堤の延長		都市計画区域における人口		一人につき		二メートルにつき	
三 教育費		5 木費		4 都市計画費		1 小学校費		2 中学校費	
四 厚生労働費		3 社会福祉費		1 高等学校費		2 中学校費		1 小学校費	
五 産業経済費		6 戰災復興費		7 費 その他の行政		8 災害復旧費		9 その他の諸費	
六 戰災復興費		七 費 その他の行政		八 災害復旧費		九 その他の諸費		十 小学校の児童数	
十一 小学校の学級		十二 小学校の学級		十三 道路の面積		十四 河川の延長		十五 港湾における防波堤の延長	
一 測定単位の種類		二 表示単位		三 測定単位の数値の算定の基礎		四 測定単位の数値の算定の基礎		五 測定単位の数値の算定の基礎	
一 測定単位の種類		二 表示単位		三 測定単位の数値の算定の基礎		四 測定単位の数値の算定の基礎		五 測定単位の数値の算定の基礎	

第十二条第二項を次のように改める。

前項の測定単位の数値は、左の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基いて、總理府令の定めるところにより算定する。

人	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル
十一 小学校の学級	十二 小学校の学級	十三 道路の面積	十四 河川の延長	十五 港湾における防波堤の延長	十六 港湾における防波堤の延長	十七 都市計画区域における人口	十八 都市計画区域における人口	十九 面積	二十 小学校の児童数
一 人口	二 人口	三 人口	四 人口	五 人口	六 人口	七 人口	八 人口	九 人口	十 人口
一 世帯数	二 世帯数	三 世帯数	四 世帯数	五 世帯数	六 世帯数	七 世帯数	八 世帯数	九 世帯数	十 世帯数
一 戸籍住民登録費	二 戸籍住民登録費	三 徵税費	四 徵税費	五 元利償還金	六 災害復旧費	七 災害復旧費	八 災害復旧費	九 その他の諸費	十 その他の諸費
一 人口	二 人口	三 人口	四 人口	五 人口	六 人口	七 人口	八 人口	九 人口	十 人口
一 千円につき	二 九五〇〇	三 九五〇〇	四 一四二三	五 一四五七	六 七〇〇	七 一三五七	八 一三五四〇	九 一二二六二	十 一三〇五四
一 人につき	二 人につき	三 人につき	四 人につき	五 人につき	六 人につき	七 人につき	八 人につき	九 人につき	十 人につき
一 世帯につき	二 世帯につき	三 世帯につき	四 世帯につき	五 世帯につき	六 世帯につき	七 世帯につき	八 世帯につき	九 世帯につき	十 世帯につき
一 円につき	二 四〇九八二	三 九五	四 五九七一	五 一四二三	六 九五〇〇	七 九五〇〇	八 九五〇〇	九 九五〇〇	十 九五〇〇
十一 小学校の学級	十二 小学校の学級	十三 道路の面積	十四 河川の延長	十五 港湾における防波堤の延長	十六 港湾における防波堤の延長	十七 都市計画区域における人口	十八 都市計画区域における人口	十九 面積	二十 小学校の児童数
一 人	二 人	三 人	四 人	五 人	六 人	七 人	八 人	九 人	十 人
一 平方キロメートル	二 平方キロメートル	三 平方キロメートル	四 平方キロメートル	五 平方キロメートル	六 平方キロメートル	七 平方キロメートル	八 平方キロメートル	九 平方キロメートル	十 平方キロメートル

する政令で定める基準により算定した当該道府県の警察職員数

官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十八条に規定する道路台帳(以下「道路台帳」という。)に記載されている道路で当該地方団体又は当該地方団体の長が管理するものの面積

道路台帳に記載されている橋りょうで当該地方団体又は当該地方団体の長が管理するものの面積

河川法(明治二十九年法律第七十一号)第十四条に規定する河川台帳に記載されている河川で当該地方団体がその経費を負担するものの河岸のうち、当該地方団体の区域内に所在するものの延長

道路台帳に記載されている橋りょうで当該地方団体又は当該地方団体の長が管理するものの面積

第三条に規定する指定統計調査(以下単に「指定統計調査」といい、この指定統計調査を以下「港湾調査」という。)の結果による当該地方団体が経費を負担する港湾における長い船岸の延長

最近の港湾調査の結果による当該地方団体が経費を負担する港湾における防波堤の延長

官報に公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口で都市計画法(大正八年法律第三十六号)第二条の規定による都市計画区域に係るもの

建設省地理調査所において公表した最近の当該地方団体の面積

道府県にあつては最近の学校に係る指定統計調査(以下「学校基本調査」という。)の結果による当該道府県の区域内の市町村立の小学校に、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校に在する学齢児童の数

道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の小学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校の学級数

該道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の小学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校の学級数

該道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の小学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校の学級数

官報(号外)

第十三条第一項中「この法律で定める方法により、」を削り、同条第二項中「前項を「前一項」に、「この法律で定める方法により」を「第四項に定める方法により」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。 <p>2 前項の測定単位の種別ごとの数値は、当該測定単位の費用の割合を基礎として総理府令で定める率を乗じて行うものとする。</p>	第十三条第一項中「この法律で定める方法により、」を削り、同条第二項中「前項を「前一項」に、「この法律で定める方法により」を「第四項に定める方法により」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。 <p>2 前項の測定単位の種別ごとの数値は、当該測定単位の費用の割合を基礎として総理府令で定める率を乗じて行うものとする。</p>	<p>正保系数は、経費の種類ごとに、且つ、測定単位ごとにそれぞれ左の各号に定める方法を基礎として、総理府令で定めるところによつて算定した率とする。但し、前項第一号から第四号までの補正の二以上をあわせて行う場合においては、二以上の事由を通じて一の率を定め、又は各事由ごとに算定した率を合む。)を連用して得た率によるものとする。</p> <p>3 前項第二号の補正是、当該行政に要する経費の額が人口密度、自動車一台当たりの道路の延長、工場事業場一所当たりの工場事業場労働者数及び納税義務者又は特別徴収義務者一人当たりの税額の数値の増減に応じて行うものとし、当該補正に係る系数は、超過累退又は超過累進の方法によつて総理府令で定める率を用いて算定した数値を當該率を用いないで算定した数値で除して算定する。</p> <p>4 前項第一号の補正是、当該行政に要する経費の額が測定単位当りの額が市町村の態勢に応じて割合となり又は割安となるものについて行</p>	<p>の数値の増減に応じて逓減又は逓増するものについて行うものとし、当該補正に係る系数は、その割高となりいう。)の増減に応じて逓減又は逓増するものについて行うものとし、当該補正に係る系数は、超過累退又は超過累進の方法によつて総理府令で定める率を用いて算定した数値を當該率を用いないで算定した数値で除して算定する。</p> <p>5 前項第二号の補正是、当該行政に要する経費の額が人口密度、自動車一台当たりの道路の延長、工場事業場一所当たりの工場事業場労働者数及び納税義務者又は特別徴収義務者一人当たりの税額の数値の増減に応じて行うものとし、当該補正に係る系数は、その割高となり又は割安となる度合を基礎として総理府令で定める率を用いて算定した数値を當該率を用いないで算定した数値で除して算定する。</p> <p>6 前項第四号の補正是、当該行政に要する経費の測定単位当りの額が寒冷又は積雪の度合によりて割高となるものについて行</p>
<p>二十一 民有林野の面積</p>	<p>二十 農業者(畜産業者を含む)の数</p>		
<p>二十二 水産業者数</p>	<p>二十三 商工業の従業者数</p>		
<p>二十四 税額</p>	<p>二十五 税額</p>		
<p>二十六 本籍人口</p>	<p>二十七 世帯数</p>		
<p>二十八 災害復旧事業費の財源に充てた元利償還金</p>	<p>二十九 地方債の元利償還金</p>		
<p>三十 人口</p>	<p>三十 人口</p>		
<p>三十一 人</p>	<p>三十一 人</p>		
<p>三十二 町歩</p>	<p>三十二 町歩</p>		
<p>三十三 人</p>	<p>三十三 人</p>		
<p>三十四 人</p>	<p>三十四 人</p>		
<p>三十五 人</p>	<p>三十五 人</p>		
<p>三十六 人</p>	<p>三十六 人</p>		
<p>三十七 人</p>	<p>三十七 人</p>		
<p>三十八 町歩</p>	<p>三十八 町歩</p>		
<p>三十九 人</p>	<p>三十九 人</p>		

地 方 团 体 の 種 類		税 目	基 準 税 額 の 算 定 の 基 礎
1 道府県民税	1 均等割	一 道府県民税	個人に係るものにあつては人口、法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものに係るものにあつては納稅義務者数
2 事業税	2 所得割	二 事業税	当該道府県の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額
3 法人税割	3 法人税割	三 不動産取得税	2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人(以下「道府県分割法人」という。)に係るものにあつては、当該法人に係る最近の事業年度に係る法人税割の課税標準、その他の法人に係る他の法人に係るものにあつては、当該道府県の区域内における前年度分の法人税額を控除した額
4 賽馬税	4 道府県たばこ消費税	四 道府県たばこ消費税	当該道府県の区域内における前年度中のたばこの小売売上額
5 游興飲食税	5 游興飲食税	五 游興飲食税	個人に係るものにあつては、飲食店、旅館及び賃席の別にそぞれ前年度分の所得税の課税の基礎となつた当該事業に係る所得額、法人に係るものにあつては、飲食店については前年度分の法人税の課税の基礎となつた所得額、旅館及び賃席については最近の事業所統計調査の結果によるそれぞれの事業のうち法人に係るもののが従業者数
6 自動車税	6 鉱区税	六 自動車税	当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の種類別の台数
7 特種業者税		七 鉱区税	鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第五十九条に規定する鉱業原簿に登録されている鉱区の面積(河床に存する砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区にあつては、その河床の延長)
(1) 地方税法第七十七条第四項の第一種事業に対するもの	(2) 地方税法第七十七条第五項の第二種事業に対するもの	(3) 地方税法第七十七条第六項の第三種事業に対するもの	最近の事業所統計調査の結果による第一種事業に相当する事業に係る個人業主の数並びに前年度分の所得税の課税の基礎となつた第一種事業に相当する事業に係る個人業主の数及び所得額

うものとし、当該補正に係る係數はその割高となる給与の差、寒冷の差又は積雪の差の事由ことし、地域の区分に応じそれがその割高となる度合を基礎として總理府令で定める率を當該地域における測定単位の数値に乗じて得た数を当該率を用い

ないで算定した数値で除して得た数値の合計点数に基き、一該地域に乘じて得た数を当該率を用いて算定した数値で除して得た数値の合計点数に一を加えて算定する。

同号の市町村は、總理府令で定め

るところによつて人口、經濟構造、宅地平均価格指數その他行政の質の差を表現する指標ごとに算定した点数の合計点数に基き、一

種地から十種地までに区分し、又はその有する行政機能等の差によつて区分するものとする。

6 第四項第四号の場合にあつては、同号の地域は、總理府令で定めるところによつて、給与の差、寒冷の差及び積雪の差ことに、市町村の区域によつて区分するものとする。

7 人口が急増した地方団体及び組合(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事務組合又は同法同条第三項の役場事務組合をいふ)を組織している地方団体に係る補正係數の算定方法及び測定単位の数値の補正後の数値の算定方法については、總理府令で前項の規定の特例を設けることができる。

8 前七項に定めるものの外、補正是、總理府令で定める。

第十四条第一項を次のように改める。

基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税(法定外普通税を除く。)の収入見込額及び当該道府県の入場料與税の収入見込額の合算額、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の普通税(法定外普通税を除く。)の収入見込額とする。

第十四条第二項中「但し、」の下に

「個人に対する道府県民税の所得割については、所得割の課税総額の算定に用いる標準率とし、」を加え、「百分の十八」を「百分の十三」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の基準財政収入額は、左の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる税目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎により、總理府令で定める方法により、算定するものとする。

「個人に対する道府県民税の所得割については、所得割の課税総額の算定に用いる標準率とし、」を加え、「百分の十八」を「百分の十三」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の基準財政収入額は、左の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる税目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎により、總理府令で定める方法により、算定するものとする。

第三種事業に相当する事業に係る前年度分の所得税の課税の基礎となつた個人業主の数及び所得額

道府県分割法人に係るものにあつては、当該法人に係る最近の事業年度に係る事業税の課税標準、その他の法人に係るものにあつては、当該道府県の区域内における前年度分の法人税の課税の基礎となつた所得額から道府県分割法人に係る所得税を控除した額

土地及び家庭に係る前年度中ににおける登録税額並びに前年度中における家屋の建築坪数

当該道府県の区域内における前年度中のたばこの小売売上額

個人に係るものにあつては、飲食店、旅館及び賃席の別にそぞれ前年度分の所得税の課税の基礎となつた当該事業に係る所得額、法人に係るものにあつては、飲食店については前年度分の法人税の課税の基礎となつた所得額、旅館及び賃席については最近の事業所統計調査の結果によるそれぞれの事業のうち法人に係るもののが従業者数

当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の種類別の台数

鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第五十九条に規定する鉱業原簿に登録されている鉱区の面積(河床に存する砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区にあつては、その河床の延長)

前年度中において特種業者税(大正七年法律第三十二号)の規定によつて当該道府県知事が特種免狀を下付した者の数

<p>九 固定資産税</p> <p>当該道府県の区域内における地方税法第三百四十九条の規定に規定する大規模の償却資産で同法第七百四十条の規定により当該道府県が固定資産税を課することができるものに係る当該年度の価額の合計額から同法第三百四十九条の三の規定により市町村が課することができる固定資産税の課税標準額を控除した額</p> <p>官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による当該道府県の人口</p>	<p>十 入場譲与税</p>
<p>一 市町村民税</p> <p>1 均等割</p> <p>2 所得割</p> <p>3 法人税割</p>	<p>十一 土地</p> <p>(1) 宅地、田、畠、山林、原野及び塩田に係るもの 当該市町村における土地の種類ごとの一坪当たりの平均価格及びその地積</p> <p>(2) その他の土地</p>
<p>十二 固定資産税</p> <p>1 土地</p>	<p>個人に係るものにあつては人口、法人及び法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定のあるものに係るものにあつては納稅義務者数</p> <p>当該市町村の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額</p> <p>当該市町村に事務所又は事業所を有する法人(以下「市町村分割法人」という。)に係るものにあつては当該法人に係る最近の事業年度に係る法人税割の課税標準、その他の法人に係るものにあつては当該市町村の区域内における前年度の法人税額から市町村分割法人に係る法人税額を控除した額</p>
<p>十三 自転車荷車税</p> <p>1 貨税</p> <p>2 電気ガス税</p> <p>3 鉄道税</p>	<p>十四 木材引取税</p> <p>1 入湯税</p>
<p>十五 警察費</p> <p>1 警察費</p> <p>2 消防費</p>	<p>十六 警察職員数</p> <p>1 警察費</p> <p>2 消防費</p>
<p>十七 改正後の方交付税法(以下「新法」といふ。)第十四条第三項の表道府県の項中の固定資産税に係る道府県の項中九</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年度分の地方交付税から適用する。</p> <p>2 改正後の方交付税法(以下「新法」といふ。)第十四条第三項の表道府県の項中九</p>	<p>十八 土地台帳法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)による改正前の土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)の規定による土地台帳に登録され、大当該市町村における土地の種類ごとの賃貸価格及び床面積</p> <p>十九 都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの</p> <p>(1) 地方税法第三百八十九条の規定により自治庁長官又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するものを除く。</p> <p>(2) 船舶(地方税法第三百八十九条の規定により自治庁長官又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するものを除く。)</p> <p>(3) その他の償却資産</p> <p>二十 最近の事業所統計調査の結果による従業者数</p> <p>二十一 当該市町村の区域内に定置所を有する自転車及び荷車の種類別の台数</p> <p>二十二 最近の車両所統計調査の結果による車両の台数</p> <p>二十三 当該市町村の区域内における前年度中のたばこの小売売上額</p> <p>二十四 前年度中ににおいて納入され、又は納付された電気ガス税額</p> <p>二十五 当該市町村の区域内における前年度中のたばこの小売売上額</p> <p>二十六 最近の鉱物に係る指定統計調査の結果による鉱物ごとの生産量及び山元価格</p> <p>二十七 樹種別の木材の生産石数及び価格</p> <p>二十八 旅館業法(昭和二十三年法律第二百三十八号)第二条第二項のホテル及び同法同条第三項の旅館で鉱泉浴場を持つもの又は鉱泉浴場を利用するものの客室の疊数</p> <p>二十九 十二条第一項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入見込額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>三十 昭和二十九年度に限り、新法第六条第一項中「所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の一と二〇五」とあるのは「所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の一と二〇五」と読み替えるものとす。</p> <p>三十一 十二条第一項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>三十二 昭和二十九年度に限り、新法第十二条第一項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>三十三 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>三十四 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>三十五 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>三十六 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>三十七 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>三十八 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>三十九 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>四十 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>四十一 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>四十二 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>四十三 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>四十四 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>四十五 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>四十六 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>四十七 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>四十八 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>四十九 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>五十 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>五十一 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>五十二 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>五十三 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>五十四 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>五十五 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>五十六 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>五十七 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>五十八 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>五十九 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>六十 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>六十一 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>六十二 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>六十三 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>六十四 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>六十五 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>六十六 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>六十七 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>六十八 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>六十九 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>七十 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>七十一 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>七十二 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>七十三 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>七十四 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>七十五 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>七十六 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>七十七 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>七十八 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>七十九 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>八十 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>八十一 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>八十二 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>八十三 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>八十四 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>八十五 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>八十六 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>八十七 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>八十八 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>八十九 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>九〇 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>九一 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>九二 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>九三 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>九四 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>九五 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>九六 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>九七 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>九八 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>九九 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p> <p>一〇〇 昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中の二十九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十と読み替えるものとす。</p>

人税割

二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人(以下「道府県分割法人」という。)に係るものにあつては、当該法人に係る最近の事業年度に係る法人税割の課税標準、

3 法人税割

二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人(以下「道府県分割法人」という。)に係るものにあつては、当該法人に係る最近の事業年度に係る法人税割の課税標準、

所又は事業所を有する法人(以下「道府県分割法人」といふ。)に係るものにあつては、当該法人に係る最近の事業年度に係る市町村民税のうち法人税割の課税標準、

(1) 地方税法第三百八十九条の規定によるもの

より自治長官又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの

3 債却資産

地方税法第三百八十九条の規定により白第三百九十二条の規定により白

治長官又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの

6

昭和二十九年度に限り、新法第十六条第一項の表中「前年度の当該地方団体に対する普通交付税の額」とあるのは「昭和二十八年度の当該地方団体に対する地方財政平衡交付金のうち普通交付金の額」と、「普通交付税の額」とあるのは「昭和二十八年度の普通交付税の額」とあるのは「昭和二十八年度の地方財政平衡交付金の総額」と読み替えるものとする。

7 新法第十九条の規定は、昭和二十八年度分以前の地方財政平衡交付金についても、適用があるものとする。この場合においては、同一条第一項中「普通交付税の額を通知」とあるのは「普通交付税の額を通知」とあるのは「普通交付税の額の算定」

新法第十九条の規定は、昭和二十八年度分以前の地方財政平衡交付金についても、適用があるものとする。この場合においては、同一条第一項中「普通交付税の額を通知」とあるのは「普通交付税の額を通知」とあるのは「普通交付税の額の算定」

がわかる。

9 自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次の

よように改正する。

第四条第二十二号から第二十四号まで中「地方財政平衡交付金」を

「地方交付税」に改める。

第十二条第二号中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改め、

同条第三号中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改め、

同条第四号中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改め、

同条第五号中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改め、「地方法」の下に

〔昭和二十三年法律第百九号〕を

加える。

第十七条第一号及び第二号中

「地方財政平衡交付金」を「地方交

付税」に「配分」を「交付」に改め、

同条第三号及び第四号中「地方財

政平衡交付金」を「地方交付税」に

改める。

第十九条第一項中「毎年度国の

予算に計上される地方財政平衡交

付金に關して、」を「地方交付税法第六条の三第二項の規定の適用に

關して、」に改める。

地方税法の一部を次のように改

正する。

第一条第一項第五号中「地方財

政平衡交付金」を「地方交付税」に

改める。

第三百四十九条の三第二項中

「地方財政平衡交付金」を「地方交

付税」に「地方財政平衡交付金法」

を「地方交付税法」に改め、同条第

三項及び第四項中「地方財政平衡

10 交付金」を「地方交付税」に改め

る。

11 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改め、

同条第二百五十八号)の一部を次

のように改正する。

第十五条中「地方財政平衡交付

金法」を「地方交付税法」に改め、

同条及び第三千五百条中「地方

財政平衡交付金」を「地方交付税」

に改める。

第十六条中「地方財政平衡交付

金法」を「地方交付税法」に改め、

同条一百八十八号)の一部を次のように改

正する。

第三十六条中「地方財政平衡交

付金法」を「地方交付税法」に改め

る。

12 町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)の一部を次

のように改正する。

第十五条中「地方財政平衡交付

金法」を「地方交付税法」に改め、

同条及び第三千五百条中「地方

財政平衡交付金」を「地方交付税」

に改める。

13 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)の一部を次のように改

正する。

第三十六条中「地方財政平衡交

付金法」を「地方交付税法」に改め

る。

附則第二項中「百七十二億八千万円」を「百五十五億五千万円」に改め

る。

14 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方団体間の税源偏在を是正するため、入場税について譲与税制度を採つたものであつて、その内容は、(一)入場譲与と(二)譲与税制度を採つたものであるが、衆議院においては、本法律案と表裏の関係にある入場税は、入場税の収入額の十分の九に相当する額とすること(二)配分は都道府県の人口にあん分すること(一)配分と、及び譲与時期等を規定したものであるが、衆議院においては、本法律案と表裏の関係にある入場税法案の税率引下げの修正が行われたので、当初予想した譲与税額の減少を防ぐため、昭和二十九年度の入場譲与税の総額が予定額の補填することを主とし、これを修正したが、本委員会においては、法案成立の遅延により国税移管が予定より遅延した期間に相当する額を差引き、右百七十二億八千万円を百五十五億五千万円に修正し、その他は大体妥当なものと認めた。

二、事件の利害得失

この措置によつて、地方団体相互における税源配分の合理化に資することができる。

三、費用

本法律の施行によつて、別に費用を要しない。

堀 未治 石村 幸作
伊能 芳雄 伊能 楽次郎
高橋進太郎 長谷川行蔵
笠森 駒造 島村 軍次
館 茂一 小林 武治

多數者意見書署名
堀 未治 石村 幸作
伊能 芳雄 伊能 楽次郎
高橋進太郎 長谷川行蔵
笠森 駒造 島村 軍次
館 茂一 小林 武治

入場譲与税法案
審査報告書
第三十六条中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改め
る。

第十六条中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改め
る。

第三十六条中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改め
る。

第三十六条中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改め
る。

第三十六条中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改め
る。

第三十六条中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改め
る。

四

昭和二十九年五月十日 参議院会議録第四十四号 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案外一件

八七三

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年四月八日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八段

(小字及び一は委員院修正)

入場譲与税法案

入場譲与税法

(入場譲与税)

第一条 入場譲与税は、入場税法(昭和二十九年法律第二号)の規定による入場税の収入額の十分の九に相当する額とし、都道府県に

九に相当する額とし、都道府県に對して譲与するものとする。

(譲与の基準)

第二条 入場譲与税は、その総額を、毎年四月一日現在により、都道府県の人口にあん分して譲与するものとする。

2 前項に規定する都道府県の人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口によるものとする。但し、当該国勢調査又は人口調査が行われなかつた区域のある都道府県については、総理府令で定めるところにより、当該区域に係る人口を当該国勢調査又は人口調査の結果により人口に加算するものとする。

(譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額)

第三条 入場譲与税は、毎年度、左の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ当該下欄に定める額を譲与する。

(譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額)

譲与期	譲与時期ごとに譲与すべき額
六月	三月から五月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額
九月	六月から八月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額
十二月	九月から十一月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額

2

前項に規定する各譲与時期ごとに譲与することができなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき額をこえて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

使途	第四条 国は、入場譲与税の譲与に
12 昭和二十九年度に限り、第三条第一項の表は、左の表のとおり読み替えるものとする。	1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年度分の入場譲与税から適用する。

当つては、その使途について条件をつけ、又は制限をしてはならない。

い。

附則

4 昭和三十年度に限り、第三条第一項の表中「三月から五月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額」とあるのは「四月及び五月において収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額」(前二項の規定によつて昭和二十九年度に譲与した額が同年度における入場税法の規定により収納した入場税の十分の九に相当する額に満たなかつた場合には、その差額に相当する金額を加算した額)と読み替えるものとする。

譲与期	譲与時期ごとに譲与すべき額
七月	五月及び六月において収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額
十月	七月から九月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額
一月	十月及び十一月において収納した入場税の収入額の見込額の合算額の十分の九に相当する額
三月	十一月及び十二月において収納した入場税の収入額の見込額の合算額の十分の九に相当する額

14.5

自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中第三十三号の次に次の二号を加える。

三十三の三 都道府県に譲与す

べき入場譲与税の譲与額を決

定し、及びこれを譲与すること。

と。

第十二条第一号中「地方税」の下に「及び入場譲与税」を加える。

第十三条第七号中「地方税法」の下に「入場譲与税」を、「地方

税」の下に「及び入場譲与税」を加

え、同号を同条第九号とし、同条に相当する額」と読み替えるものとする。

昭和二十九年度における入場税法の規定により収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額が百七十二億八千万円に満たない場合は、同年度分の入場譲与税は、第一条の規定にかかるらず、百七十二億八千万円とし、その差額は、一般会計の負担とする。

5 昭和二十九年度分の入場譲与税については、第三条の規定にかかるらず、七月、十月、一月及び二月において、それぞれ政令で定めること。

6 第二十九年度に限り、第三条第一項の表中「三月から五月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額」とあるのは、第三条の規定にかかるらず、七月、十月、一月及び二月において、それぞれ政令で定めること。

7 入場譲与税の収入額の見積りに関すること。

八 入場譲与税の譲与額に関すること。

九 第十七条中第四号の次に次の二号を加える。

四の二 都道府県に譲与すべき入場譲与税の譲与額の決定に関すること。

五 入場譲与税の譲与額の決定に関すること。

六 内村清次君登壇、拍手

○内村清次君 只今議題となりました

昭和三十年度に限り、第三条第一項の表中「三月から五月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額」とあるのは「四月及び五月において収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額」(前二項の規定によつて昭和二十九年度に譲与した額が同年度における入場税法の規定により収納した入場税の十分の九に相当する額に満たなかつた場合には、その差額に相当する金額を加算した額)と読み替えるものとする。

七 第六号の次に次の二号を加える。

八 入場譲与税の収入額の見積りに関すること。

九 第十七条中第四号の次に次の二号を加える。

四の二 都道府県に譲与すべき入場譲与税の譲与額の決定に関すること。

五 入場譲与税の譲与額の決定に関すること。

六 内村清次君登壇、拍手

○内村清次君 只今議題となりました

昭和三十年度に限り、第三条第一項の表中「三月から五月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額」とあるのは「四月及び五月において収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額」(前二項の規定によつて昭和二十九年度に譲与した額が同年度における入場税法の規定により収納した入場税の十分の九に相当する額に満たなかつた場合には、その差額に相当する金額を加算した額)と読み替えるものとする。

七 第六号の次に次の二号を加える。

八 入場譲与税の収入額の見積りに関すること。

九 第十七条中第四号の次に次の二号を加える。

四の二 都道府県に譲与すべき入場譲与税の譲与額の決定に関すること。

五 入場譲与税の譲与額の決定に関すること。

六 内村清次君登壇、拍手

○内村清次君 只今議題となりました

昭和三十年度に限り、第三条第一項の表中「三月から五月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額」とあるのは「四月及び五月において収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額」(前二項の規定によつて昭和二十九年度に譲与した額が同年度における入場税法の規定により収納した入場税の十分の九に相当する額に満たなかつた場合には、その差額に相当する金額を加算した額)と読み替えるものとする。

七 第六号の次に次の二号を加える。

八 入場譲与税の収入額の見積りに関すること。

九 第十七条中第四号の次に次の二号を加える。

四の二 都道府県に譲与すべき入場譲与税の譲与額の決定に関すること。

五 入場譲与税の譲与額の決定に関すること。

六 内村清次君登壇、拍手

○内村清次君 只今議題となりました

昭和三十年度に限り、第三条第一項の表中「三月から五月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額」とあるのは「四月及び五月において収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額」(前二項の規定によつて昭和二十九年度に譲与した額が同年度における入場税法の規定により収納した入場税の十分の九に相当する額に満たなかつた場合には、その差額に相当する金額を加算した額)と読み替えるものとする。

七 第六号の次に次の二号を加える。

八 入場譲与税の収入額の見積りに関すること。

九 第十七条中第四号の次に次の二号を加える。

四の二 都道府県に譲与すべき入場譲与税の譲与額の決定に関すること。

五 入場譲与税の譲与額の決定に関すること。

六 内村清次君登壇、拍手

○内村清次君 只今議題となりました

昭和三十年度に限り、第三条第一項の表中「三月から五月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額」とあるのは「四月及び五月において収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額」(前二項の規定によつて昭和二十九年度に譲与した額が同年度における入場税法の規定により収納した入場税の十分の九に相当する額に満たなかつた場合には、その差額に相当する金額を加算した額)と読み替えるものとする。

が財政収入額を超える額を補填するこ
とを目的として、地方行政の計画的な
運営を保障し、同時に地方団体の財源
を調整せんとすることござります。

第二に、その総額は、所得税、法人
税及び酒税の二〇%とし、そのうち百
分の九十二を普通交付税とし、百分の
八を特別交付税とするごとでござります。

第三は、交付方法について、極力恣
意の介入を排撃するため、単位費用に
所要の改訂を加えると共に、測定単位
の数値、補正係数及び基準財政収入額
の算定方法を法定することといたして
おるのであります。

以上が、政府原案の要旨及び内容の
要点であります。これに対しまして、
衆議院においては、昭和三十年度以降
地方財政の上に赤字の生ずることをな
らしめる趣旨を以て、所得税、法人
税及び酒税の二〇%を二五%とする修
正が行われ、四月十三日本院に送付せ
られたのであります。

本法案は、地方税関係の他の三法案
と共に、三月十七日の本会議に上程せ
られたのち、本委員会に付託せられた
のであります。本委員会におきまし
ては、三月二十二日に、塙田国務大臣
から提案理由の説明を聞き、四月十六
日には、衆議院の修正案について床次
衆議院議員から説明を聞き、五月四日
に、質疑を終了いたしました。その間
における小笠原大蔵大臣、塙田国務大
臣及び政府委員に対する質疑の要点
は、地方財政計画とも関連いたしまし
て、平衡交付金制度との利害得失、一
定率を二〇%とした根拠、衆議院修正
の二五%に対する政府の所見、地方財
政規模の是正及び本年度の交付税千二
百六十億は不十分ではないか、地方團
体の赤字対策はどうか等の点であります。
かくて、五月八日討論に入つたので
あります。先づ小林委員から緑風会
を代表して、賛成意見と共に修正案が
提出せられました。修正案の第一点
は、昭和三十年度以降の交付税の率
を、政府原案が百分の二十、衆議院修
正が百分の二十五あるのを、百分の
二十二に改めることであります。第二
点は、娯楽施設利用税を基準財政収入
額中に算入することとすることでござ
います。第三点は、昭和二十九年度分
に限り、同年中の地方税収入となつた
入場税額をも基準財政収入額中に算入
することとすることとします。第二
点は、地方税法の一部を改正する法律
案の本院修正により、現行の入場税の
第三種を娯楽施設利用税として、道府
県法定普通税としたことに伴うもので
あります。いすれも事務的な修正で
あります。第一点は、国並びに地方
の財政に相当の影響を及ぼす重要な修
正であります。即ち衆議院修正による
政府原案に対する五%の増率分の額は
三百八億円であります。小林委員の
修正案による二%の増率分の額は百二
十三億円であります。衆議院修正
案に反対である。同様に、加藤委員は、
引続いて採決に入り、小林委員の修
正案は多數を以て可決、右修正部分を
並びに入場譲与税の減収の穴埋め等に
て可決せられました。かくして本法案
は、本委員会において多數を以て修正
案に反対の討論がありました。

次に、入場譲与税法案につきまし
て、地方行政委員会における審議の經
過並びに結果の概要を御報告申上げま
す。

百十六億は不十分ではないか、地方團
体の赤字対策はどうか等の点であります。
かくて、五月八日討論に入つたので
あります。先づ小林委員から緑風会
を代表して、賛成意見と共に修正案が
提出せられました。修正案の第一点
は、昭和三十年度以降の交付税の率
を、政府原案が百分の二十、衆議院修
正が百分の二十五あるのを、百分の
二十二に改めることであります。第二
点は、娯楽施設利用税を基準財政収入
額中に算入することとすることとします。第二
点は、地方税法の一部を改正する法律
案の本院修正により、現行の入場税の
第三種を娯楽施設利用税として、道府
県法定普通税としたことに伴うもので
あります。いすれも事務的な修正で

税に切替える理由が明らかでないこ
と、率が政府の都合で勝手に動かされ
たり、地方の財政需要の増高に即応し
得ない虞れがあること、本年度の交付
税額千二百十六億円は一兆億予算の建
立から不適に圧縮された額であるこ
と、小林委員の修正案は根拠の不明で
あること、本法案は入場譲与税法案、
地方税の改正法案等と一体不可分のも
のであるが、そのいすれにも反対であ
ること等の理由を挙げて、原案及び小
林委員の修正案に反対。伊能委員は、
自由党を代表して、交付税制度は、地
方財政の確立に一步前進するものであ
ること、又衆議院修正は行過ぎである
が、地方税及び入場譲与税等の減額修
正の穴埋めのための修正は止むを得な
いこと等の理由を挙げて両案に賛成。
松澤委員は、社会党第二控室を代表し
て、地方税及び入場譲与税等の減額修
正の穴埋めのための修正は止むを得な
いこと等の理由を挙げて両案に賛成。
正の穴埋めのための修正は止むを得な
いこと等の理由を挙げて両案に賛成。
第三種を娯楽施設利用税として、道府
県法定普通税としたことに伴うもので
あります。いすれも事務的な修正で
あります。第一点は、国並びに地方
の財政に相当の影響を及ぼす重要な修
正であります。即ち衆議院修正による
政府原案に対する五%の増率分の額は
三百八億円であります。小林委員の
修正案による二%の増率分の額は百二
十三億円であります。衆議院修正
案に反対である。同様に、加藤委員は、
引続いて採決に入り、小林委員の修
正案は多數を以て可決、右修正部分を
並びに入場譲与税の減収の穴埋め等に
て可決せられました。かくして本法案
は、本委員会において多數を以て修正
案に反対の討論がありました。

右、御報告申上げます。

次に、入場譲与税法案につきまし
て、地方行政委員会における審議の經
過並びに結果の概要を御報告申上げま
す。

本法案は、政府の企図する今次地方
税制度の改革に関する措置の一環とし
て提出せられたものであります。即ち、
府の別途提案にかかる入場税法案並び
に交付税及び譲与税配付金特別会計法
案と直接関連するものであります。即
ち都道府県における財源の偏在を是
正する目的を以て、従来地方税であつ
た入場税を形式上國税に移管すると共
に、その収入額の十分の九に相当する
額を入場譲与税として、都道府県に對
してその人口に按分して毎年四回に分
けて譲与することをその内容とするも
のであります。衆議院におきましては、
は、本法案は、修正の上、四月十三日
に本院に送付せられたのであります。
而してその修正の内容は、別途政府提
案の入場税法案に対し、衆議院におい
て、昭和三十年度においては、交付税
に財源を求める額は千五百三十八億円
程度と推計せられ、従つて率は二五%
が適当であること等を理由として、衆
議院修正案に賛成し、小林委員の修正
案に反対である。同様に、加藤委員は、
衆議院修正案に賛成、小林委員の修正
案に反対の討論がありました。

本法案は、地方税関係の他の三法案
と共に、三月十七日の本会議に上程せ
られたあと、本委員会に付託せられたの
は、社会党第四控室を代表して、交付
税に切替える理由が明らかでないこ
と、率が政府の都合で勝手に動かされ
たり、地方の財政需要の増高に即応し
得ない虞れがあること、本年度の交付
税額千二百十六億円は一兆億予算の建
立から不適に圧縮された額であるこ
と、小林委員の修正案は根拠の不明で
あること、本法案は入場譲与税法案、
地方税の改正法案等と一体不可分のも
のであるが、そのいすれにも反対であ
ること等の理由を挙げて、原案及び小
林委員の修正案に反対。伊能委員は、
自由党を代表して、「元來入場税と遊興飲食
税は同一に取扱われるべきであるのに、入
場税のみを國税に移管したことは不満
であるが、法案の趣旨には、賛成であ
る。但し、衆議院修正の、本年度政府の
責任において地方に保障せんとする百
七十二億八千万円の額は、法案成立の
遅延に伴い、國税としては微取せられ
たものであります。即ち都道府県に對
してその人口に按分して毎年四回に分
けて譲与することをその内容とするも
のであります。衆議院におきましては、
は、本法案は、修正の上、四月十三日
に本院に送付せられたのであります。
而してその修正の内容は、別途政府提
案の入場税法案に対し、衆議院におい
て、昭和三十年度においては、交付税
に財源を求める額は千五百三十八億円
程度と推計せられ、従つて率は二五%
が適当であること等を理由として、衆
議院修正案に賛成し、小林委員の修正
案に反対である。同様に、加藤委員は、
衆議院修正案に賛成、小林委員の修正
案に反対の討論がありました。

本法案は、地方税関係の他の三法案
と共に、三月十七日の本会議に上程せ
られたあと、本委員会に付託せられたの
は、社会党第四控室を代表して、交付
税に切替える理由が明らかでないこ
と、率が政府の都合で勝手に動かされ
たり、地方の財政需要の増高に即応し
得ない虞れがあること、本年度の交付
税額千二百十六億円は一兆億予算の建
立から不適に圧縮された額であるこ
と、小林委員の修正案は根拠の不明で
あること、本法案は入場譲与税法案、
地方税の改正法案等と一体不可分のも
のであるが、そのいすれにも反対であ
ること等の理由を挙げて、原案及び小
林委員の修正案に反対。伊能委員は、
自由党を代表して、「元來入場税と遊興飲食
税は同一に取扱われるべきであるのに、入
場税のみを國税に移管したことは不満
であるが、法案の趣旨には、賛成であ
る。但し、衆議院修正の、本年度政府の
責任において地方に保障せんとする百
七十二億八千万円の額は、法案成立の
遅延に伴い、國税としては微取せられ
たものであります。即ち都道府県に對
してその人口に按分して毎年四回に分
けて譲与することをその内容とするも
のであります。衆議院におきましては、
は、本法案は、修正の上、四月十三日
に本院に送付せられたのであります。
而してその修正の内容は、別途政府提
案の入場税法案に対し、衆議院におい
て、昭和三十年度においては、交付税
に財源を求める額は千五百三十八億円
程度と推計せられ、従つて率は二五%
が適当であること等を理由として、衆
議院修正案に賛成し、小林委員の修正
案に反対である。同様に、加藤委員は、
衆議院修正案に賛成、小林委員の修正
案に反対の討論がありました。

本法案は、地方税関係の他の三法案
と共に、三月十七日の本会議に上程せ
られたあと、本委員会に付託せられたの
は、社会党第四控室を代表して、交付
税に切替える理由が明らかでないこ
と、率が政府の都合で勝手に動かされ
たり、地方の財政需要の増高に即応し
得ない虞れがあること、本年度の交付
税額千二百十六億円は一兆億予算の建
立から不適に圧縮された額であるこ
と、小林委員の修正案は根拠の不明で
あること、本法案は入場譲与税法案、
地方税の改正法案等と一体不可分のも
のであるが、そのいすれにも反対であ
ること等の理由を挙げて、原案及び小
林委員の修正案に反対。伊能委員は、
自由党を代表して、「元來入場税と遊興飲食
税は同一に取扱われるべきであるのに、入
場税のみを國税に移管したことは不満
であるが、法案の趣旨には、賛成であ
る。但し、衆議院修正の、本年度政府の
責任において地方に保障せんとする百
七十二億八千万円の額は、法案成立の
遅延に伴い、國税としては微取せられ
たものであります。即ち都道府県に對
してその人口に按分して毎年四回に分
けて譲与することをその内容とするも
のであります。衆議院におきましては、
は、本法案は、修正の上、四月十三日
に本院に送付せられたのであります。
而してその修正の内容は、別途政府提
案の入場税法案に対し、衆議院におい
て、昭和三十年度においては、交付税
に財源を求める額は千五百三十八億円
程度と推計せられ、従つて率は二五%
が適当であること等を理由として、衆
議院修正案に賛成し、小林委員の修正
案に反対である。同様に、加藤委員は、
衆議院修正案に賛成、小林委員の修正
案に反対の討論がありました。

の」として両案とも賛成、松澤委員は、社会党第二控室を代表して、「政府は地方制度調査会の答申をその一方的の都合によりつてより食いをしておること、入場税は地方税とすることが適当であること、地方の努力、業者の協力で折角納稅の成績を挙げているものを国税に移すことは、地方団体業者、住民の立場を無視するものであること、税源の偏在は別途の方法で考慮すべきであること、政府部内の見解の不一致が疑われるうこと」等の理由を挙げて、両案とも反対、塙森委員は、改進党を代表して、「税源の偏在は、正のため適当であること、衆議院修正は二十九年度の地方財政の収入を確保するため必要であり、又、小林委員の正修案は、法案の成立が遅延した今日となつては必要な措置である」との点を述べて、両案とも賛成である旨の意見開陳がありました。

以上を以ちまして、討論を終り、採決に入りましたところ、小林委員の修正案は、多数を以て可決せられました。又、右修正部分を除く衆議院送付案は、同様多数を以て可決せられました。よって本法案は、本委員会において多数を以て修正可決すべきものと議決されました次第であります。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 両案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。秋山長造君。

〔秋山長造君登壇、拍手〕

○秋山長造君 私は社会党を代表いたしました、只今議題になつております。地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案並びに修正案、入場税と税法を見ただけでもこの点は明らかであります。

案並びに修正案につきまして、いざれも反対いたすものであります。先ず、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案について申上げたい。第一点は、現行の地方財政平衡交付金制度を地方交付税制度に切替える理由が明確でない 것입니다。政府は、交付金制度では、その総額の決定について地方団体と国との間に紛争があること、地方財政需要額と税収入額との差額を算出して、これを国性格が薄く、中央依存の弊を助長するなどなどの理由を挙げておられます。が、交付金制度は、地方財政需要額と絶えないこと、その地方財源としての性質が薄く、中央依存の弊を助長する度であり、その調整作用を通じまして、地方財政の計画的運営の保障に果して来た役割は政府自身も認められておるところであります。にもかかわらず、政府の言ふことき弊害があつて、地方政府の窮乏は至つて深刻であり、政府自身が国会に提出された報告書で、地方財政の赤字は三百六十億円以上あり、地方財政の赤字は三百六十億円に上り、又財政規模の是正に少くとも三百億円程度が必要であることを強調しているのでありますから、このようないくして、むしろ運用よろしきを得ない政府の罪であると申さなければなりません。即ち交付金法第三条には「財政需要額が財政収入額をこえる場合には、その額が超過額を補てんするためには、その額が不當に低く見積らなければならぬ」と規定しているのであります。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 両案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。秋山長造君。

〔秋山長造君登壇、拍手〕

○秋山長造君 私は社会党を代表いたしました、只今議題になつております。地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案並びに修正案、入場税と税法を見ただけでもこの点は明らかであります。

案並びに修正案につきまして、いざれも反対いたすものであります。先ず、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案について申上げたい。第一点は、現行の地方財政平衡交付金制度を地方交付税制度に切替える理由が明確でない 것입니다。政府は、交付金制度では、その総額の決定について地方団体と国との間に紛争があること、地方財政需要額と税収入額との差額を算出して、これを国性格が薄く、中央依存の弊を助長するなどなどの理由を挙げておられます。が、交付金制度は、地方財政需要額と絶えないこと、その地方財源としての性質が薄く、中央依存の弊を助長する度があり、その調整作用を通じまして、地方財政の計画的運営の保障に果して来た役割は政府自身も認められておるところであります。にもかかわらず、政府の言ふことき弊害があつて、地方財政の窮乏は至つて深刻であり、政府自身が国会に提出された報告書で、地方財政の赤字は三百六十億円以上あり、地方財政の赤字は三百六十億円に上り、又財政規模の是正に少くとも三百億円程度が必要であることを強調しているのでありますから、このようないくして、むしろ運用よろしきを得ない政府の罪であると申さなければなりません。即ち交付金法第三条には「財政需要額が財政収入額をこえる場合には、その額が超過額を補てんするためには、その額が不當に低く見積らなければならぬ」と規定しているのであります。

遊興飲食税は地方に存置し、業者の立上りが遅れ、而も抵抗の弱かつた入場税のみ、いわば火事泥的に国税に取上げられたのであります。我々はこの間のいきさつを委員会において繰返し追及をいたしましたが、納得の行く答弁は遂に得られず、又遊興飲食税の今後の取扱方についても、大蔵大臣と自治長官との見解は全く相反しているのであります。そもそも、福根は、このような無理な国税移管を強行したことありと言わざるを得ません。

第三に、入場税そのものにつきましても、政府は徴税の容易確実な第一種、第二種のみをえり食いをして國に取上げ、業者の反対が強く、而も比較的徴税の面倒なパチンコ、玉空き、ダンス・ホール等の第三種は、そのまま放置して顧みず、その尻拭いを地方に押付けたのであります。

第四に、政府は、地方財源の偏在調整のため、入場税を國に取上げて、その九割を譲与税の形で地方に還元するというけれども、これによつて期待される調整作用の幅はせいじょ五十億円程度、而もこれが衆議院の修正で更に半減して、殆んどその意義を失つたのであります。結局のところ、ただ国税移管を当初から強硬に主張した大蔵当局の面子を立たせただけに終つたと言えます。それでも本年度は、まあ一応減収分を一般会計で補填するといふことになつておりますから、まだ我慢ができるであります。何ら確たる保障が与えられず、地方財政の不安は誠に大きいのであります。

第五に、更に本年度の譲与税減収分を一般会計で補填するとは言つても、一兆円予算の建設からして、これに全般的に期待をかけられないことは明らかであります。従いまして結局その穴埋めの途を徴税強化による自然増収に求めるを得ないことになるであります。ようから、税率は少々下げられましても、入場料金の軽減は案外期待できないであります。しかし、先の衆議院修正によりまして地方税として復活されることになつた娛樂施設利用税と相待思われる所以であります。

第六に、これだけ無理をしながら、実効の伴わない入場税の国税移管、又入場譲与税の創設は、この際されいさつぱりと諦められて、政府の意図される偏在調整は、地方交付税なりたばこの目的にも適うものと確信する次第であります。

以上を以ちまして両法案に対する私の反対討論を終ります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 松澤兼人君。

○松澤兼人君 「松澤兼人君登壇、拍手」

私は、只今議題となりました地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案及び入場譲与税の二法案及びそれらの修正案につき、社会党第二控室を代表して反対の意見を申述べたいと存じます。

地方法政平衡交付金法の一部を改正する法律案は、地方財政の現況に鑑み、現行地方財政平准交付金法と旧地方交付税法の長所を取り入れ、題名を地方交

付税法とし、その交付税の総額は、所を一般会計で補填するとは言つても、徴税、法人税、酒税の一一定割合に相当する額とし、各地方団体に対する交付税の途を徴税強化による自然増収に求めるを得ないことになるであります。従いまして結局その穴埋めの途を徴税強化による自然増収に求めるを得ないことになるであります。ようから、税率は少々下げられましても、入場料金の軽減は案外期待できないであります。しかし、先の衆議院修正によりまして地方税として復活されることになつた娛樂施設利用税と相待思われる所以であります。

第六に、これだけ無理をしながら、実効の伴わない入場税の国税移管、又入場譲与税の創設は、この際されいさつぱりと諦められて、政府の意図される偏在調整は、地方交付税なりたばこの目的にも適うものと確信する次第であります。

以上を以ちまして両法案に対する私の反対討論を終ります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 松澤兼人君。

私は、只今議題となりました地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案及び入場譲与税の二法案及びそれらの修正案につき、社会党第二控室を代表して反対の意見を申述べたいと存じます。

地方法政平衡交付金法の一部を改正する法律案は、地方財政の現況に鑑み、現行地方財政平准交付金法と旧地方交付税法の長所を取り入れ、題名を地方交

付税法とし、その交付税の総額は、所を一般会計で補填するとは言つても、徴税、法人税、酒税の一一定割合に相当する額とし、各地方団体に対する交付税の途を徴税強化による自然増収に求めるを得ないことになるであります。従いまして結局その穴埋めの途を徴税強化による自然増収に求めるを得ないことになるであります。ようから、税率は少々下げられましても、入場料金の軽減は案外期待できないであります。しかし、先の衆議院修正によりまして地方税として復活されることになつた娛樂施設利用税と相待思われる所以であります。

第六に、これだけ無理をしながら、実効の伴はない入場税の国税移管、又入場譲与税の創設は、この際されいさつぱりと諦められて、政府の意図される偏在調整は、地方交付税なりたばこの目的にも適うものと確信する次第であります。

以上を以ちまして両法案に対する私の反対討論を終ります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 松澤兼人君。

私は、只今議題となりました地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案及び入場譲与税の二法案及びそれらの修正案につき、社会党第二控室を代表して反対の意見を申述べたいと存じます。

地方法政平衡交付金法の一部を改正する法律案は、地方財政の現況に鑑み、現行地方財政平准交付金法と旧地方交付税法の長所を取り入れ、題名を地方交

場税のみを国税に移管して、その九割を地方に還元しようとしているのであります。最初政府は二税の国税移管を企図いたしましたが、前者に対しましては、業者の運動によりこれを放棄し、抵抗の弱い、且つ徴税しやすい入場税のみを国税に取上げ、これを譲与して不明朗なものを含み、国民の疑惑はそこに何らかの不純なものがあるのではないかと疑われている状態であります。我々は次の立場から、入場譲与税に対し反対の意を表明するのであります。

申すまでもなく、入場税は、多年に亘つて地方団体が地方税としてこれが徴税に努力し、今日九二%の徴税比率を示すところまで住民の協力を得て参つたのであります。これを一挙に徴税しやすいために、入場税は、多年に亘つて、方団体、業者、利用者三者一体として國税に移管することは、地方の長年に亘る努力を無視するものであります。第二に、入場税は地方税となり、なじみの深い税となつてゐるのであります。今日政府の一方的な都合によりまして、これまで重要な地位を占めておりました入場税を國税に移管するということは、この重要性を抹殺するものであつて、甚だ遺憾に堪えないのであります。第三に、遊興飲食税との関係が極めて不明朗であり、国民の疑惑の極めて深いこの際、これを國税に移管するということは、これを取止めることが適当であつて、遊興飲食税が地方税に存置される限りにおいては、入場税はこれを地方税として存置すべきであると考えるのであります。

第四に、地方財政の欠陥は、別途適切な方法でこれを是正すべきであり、地力財源に悪影響を及ぼさざる新税を創設するなり、或いは地方財政再建整備のための国家資金の融資をするなりすることによつて、これを確立させ、議決せられました。

○議長(河井彌八君) 次に、入場譲与税法案全部を問題に供します。委員長の報告は、修正議決報告でございまして、入場譲与税そのものに反対する立場から、これにも反対をいたのであります。(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより両案の採決をいたします。

先ず、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案の採決をいたします。委員長の報告は、修正議決報告でござります。先ず、委員会修正案全部を問題に供します。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本修正案は、可決せられました。

次に、只今可決せられました修正部

分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年四月三十日

参議院議長 河井彌八

衆議院議長 堀 康次郎

第四章 費用の負担及び補助(第一

百八十八条—第一百二十一

条)

場税のみを国税に移管して、その九割を地方に還元しようとしているのであります。最初政府は二税の国税移管を企図いたしましたが、前者に対しましては、業者の運動によりこれを放棄し、抵抗の弱い、且つ徴税しやすい入場税のみを国税に取上げ、これを譲与して不明朗なものを含み、国民の疑惑はそこに何らかの不純なものがあるのではないかと疑われている状態であります。我々は次の立場から、入場譲与税に対し反対の意を表明するのであります。

第四に、地方財政の欠陥は、別途適切な方法でこれを是正すべきであり、地力財源に悪影響を及ぼさざる新税を創設するなり、或いは地方財政再建整備のための国家資金の融資をするなりすることによつて、これを確立させ、議決せられました。

○議長(河井彌八君) 次に、入場譲与税法案全部を問題に供します。委員長の報告は、修正議決報告でございまして、入場譲与税そのものに反対する譲与税法案にも反対の意思を表明するのであります。なお委員会において多数によつて決定されました修正案に對しましても、入場譲与税そのものに反対する立場から、これにも反対をいたのであります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正通り議決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第三、土地区画整理法案

目次 第一章 総則(第一条—第三条)

第六章 雜則(第一百二十二条—第一百二十七条)

第七章 罰則(第一百三十七条—第一百三十六条)

百四十八条)

附則 第一章 総則

(一)の法律の目的)

第一条 この法律は、土地区画整理事業に關し、その施行者、施行方法、費用の負担等必要な事項を規定することにより、健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第二章 施行者

委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議決せられました。

○議長(河井彌八君) 次に、入場譲与税法案全部を問題に供します。委員長の報告は、修正議決報告でございまして、入場譲与税そのものに反対する譲与税法案にも反対の意思を表明するのであります。なお委員会において多数によつて決定されました修正案に對しましても、入場譲与税そのものに反対する立場から、これにも反対をいたのであります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正通り議決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第三、土地区画整理法案

目次 第一節 個人施行者(第四条—第十三条)

第二節 土地区画整理組合

第一款 設立(第十一条—第十四条)

第二款 管理(第十五条—第二十四条)

第三款 解散及び合併(第四十五条—第五十一条)

第四款 第四十四条)

第三節 都道府県及び市町村

(第五十二条—第六十

五条)

第四節 建設大臣、都道府県知事及び市町村長(第六十六条—第七十一条)

第五節 通則(第七十二条—第八十五条)

第二節 仮換地の指定(第九十一条—第一百二十二条)

第三節 換地計画(第八十六条—第九十七条)

第四節 換地処分(第一百三一条—第一百八十二条)

第五節 減価償金(第一百九十二条—第一百百七十七条)

第六節 清算(第一百十一条—第一百百二十二条)

第七節 権利関係の調整(第一百百八十三条—第一百百十七条)

第二章 施行者

施行者

施行地区

施行する

者をいう。

3 この法律において「施行者」とは、土地区画整理事業を施行する

者は、土地区画整理事業を施行する

者をいう。

官報(号外)

土地の区域をいう。

5 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場、河川その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

6 この法律において「宅地」とは、地方公共団体の所有する土地以外の土地をいう。

7 この法律において「借地権」とは、借地法(大正十年法律第四十九号)による借地権をいい、「借地」とは、借地権の目的となつている宅地をいう。

(土地区画整理事業の施行)

第三条 宅地について所有権又は借地権を有する者は、一人で又は数人共同して、当該権利の目的である宅地について、又はその宅地及び一定の区域の宅地以外の土地について土地区画整理事業を施行することができる。

2 宅地について所有権又は借地権を有する者が設置する土地区画整理組合は、当該権利の目的である宅地を含む一定の区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。

3 都道府県又は市町村は、土地区画整理事業を施行すべきことが都計画として決定された区域(以下この土地について土地区画整理事業を施行することができる)。

4 建設大臣は、計画決定区域の土地について、国の利害に重大な関係がある土地区画整理事業で灾害が発生その他特別の事情に因り急施を要すると認められるものを、

都市計画事業として、都道府県知事又は市町村長に施行させることができ。この場合においては、その職名、設大臣は、これらの事業が、その実行する公共施設に関する工事をあわせて施行することが必要であると認められるとき、又は都道府県知事若しくは市町村長に施行させることが著しく困難若しくは不適当であると認められるときは、自らこれを施行することができ。第二章 施行者

第一節 個人施行者

(施行の認可)

第四条 土地区画整理事業を前条第一項の規定により施行しようとする者は、一人で施行しようとする者にあっては事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあっては規約及び事業計画を定めなければならない。

2 事業計画においては、環境の整備改善を図り、交通安全を確保し、災害の発生を防止し、その他健全な市街地を造成するために必要な公共施設及び宅地に関する計画が適正に定められていなければならぬ。

3 事業計画は、公共施設その他の施設に關して都市計画が決定されている場合においては、その都市計画に適合して定めなければならない。

4 事業計画の設定について必要な技術的基準は、建設省令で定めること。

(規約)

第五条 前条の規約には、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 土地区画整理事業の名称

二 施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区)に含まれる地域の名称

三 土地区画整理事業の範囲

四 事務所の所在地

五 費用の分担に関する事項

六 業務を代表して行う者を定める場合においては、その職名、定数、任期、職務の分担及び選任の方法に関する事項

七 会議に関する事項

八 事業年度

九 公告の方法

十 その他政令で定める事項

(事業計画)

第六条 第四条の事業計画においては、建設省令で定めるところにより、施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区)、設計及び資金計画を定めなければならない。

2 前項の場合において、宅地について権利を有する者のうち所有権又は借地権を有する者以外の者に付して同意を得られないとき、又は借地権を有する者にその者を確認することができないときは、その同意を得られない理由又は確認することができない理由を記載した書面を添えて、第四条に規定する認可を申請することができる。

(施行の認可の基準及び公告)

第九条 都道府県知事は、第四条に規定する認可の申請があつた場合においては、左の各号の一に該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反していること。

二 規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。

第七条 第四条の事業計画を定めようとする者は、宅地以外の土地を施行地区に編入する場合において

は、当該土地を管理する者の承認を得なければならない。

(事業計画に関する関係権利者の同意)

第八条 第四条に規定する認可を申請しようとする者は、その者以外に施行地区となるべき区域内の宅地について権利を有する者がある場合においては、事業計画についてこれら者の同意を得なければならない。但し、その権利をもばならない。但し、その権利をもつて認可を申請しようとする者に對抗することができない者については、この限りでない。

2 前項の場合において、宅地について権利を有する者のうち所有権又は借地権を有する者以外の者に付して同意を得られないとき、又は借地権を有する者にその者を確認することができないときは、その同意を得られない理由又は確認することができない理由を記載した書面を添えて、第一項に規定する認可を申請することができる。

(規約及び事業計画の変更)

第十条 個人施行者は、規約又は事業計画を変更しようとする場合においては、建設省令で定めることにより、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 個人施行者は、施行地区的縮小又は費用の分担に關し、規約又は事業計画を変更しようとする場合において、その者に土地区画整理事業の施行のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。

3 第七条の規定は事業計画を変更しようとする個人施行者について、第八条の規定は事業計画を変更する個人施行者について、前条の規定は第一項に規定する認可の申請があった場合及びその認可をし

三 市街地とするのに適当でない地域が施行地区に編入されること。

四 土地区画整理事業の実行のために必要な経済的基礎がないこと。

五 費用の分担に關する事項

六 業務を代表して行う者を定める場合においては、その職名、定数、任期、職務の分担及び選任の方法に関する事項

七 会議に関する事項

八 事業年度

九 公告の方法

十 その他政令で定める事項

(事業計画)

第六条 第四条の事業計画においては、建設省令で定めるところにより、施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区)、設計及び資金計画を定めなければならない。

2 前項の場合においては、事業計画についてこれら者の同意を得なければならない。但し、その権利をもつて認可を申請しようとする者に付して同意を得られないとき、又は借地権を有する者にその者を確認することができないときは、その同意を得られない理由又は確認することができない理由を記載した書面を添えて、第一項に規定する認可を申請することができる。

(施行の認可の基準及び公告)

第九条 都道府県知事は、第四条に規定する認可の申請があつた場合においては、左の各号の一に該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。

一 申請手續が法令に違反していること。

二 規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。

第七条 第四条の事業計画を定めようとする者は、宅地以外の土地を施行地区に編入する場合において

た場合の公告について準用する。

この場合において、第八条第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び施行地区となるべき区域」と、前条第三項中「施行者として又は規約若しくは事業計画をもつて」とあるのは「規約又は事業計画の変更をもつて」と読み替えるものとする。

(施行者の変動)

第十一条 施行地区内の宅地について個人施行者の有する所有権又は借地権の全部又は一部を施行者以外の者が承継した場合においては、その者は、施行者となる。

2 施行地区内の宅地について個人

施行者の有する借地権の全部又は一部が消滅した場合において、その借地権の目的となつていた宅地の所有者又はその宅地の貸貸人が施行者以外の者であるときは、その消滅した借地権が地上権である場合にあつてはその宅地の所有者が、その消滅した借地権が賃借権である場合にあつてはその宅地の貸貸人となる。

3 一人で施行する土地区画整理事業において、施行地区内の宅地について当該施行者の有する所有権又は借地権の承継又は消滅があつたことに因り施行者が敗入となつた場合には、その土地区画整理事業は、第三条第一項の規定により一人で施行する土地

5 施行地区内の宅地について個人施行者の有する所有権又は借地権の全部又は一部が消滅した場合において、その借地権の目的となつていた宅地の所有者又はその宅地の貸貸人が施行者に変動を生じた場合においては、施行者となつた者の氏名及び住所並びに施行者でなくなつた者の氏名を都道府県知事に届け出なければならない。

6 都道府県知事は、第三項後段の規定により定められた規約について認可した場合又は前項の規定によると届け出を受理した場合は、建設省令で定めるところにより、新設省令で定めるところにより、新設省令で定めることなくなりたる者に施行者となつた者とみなす。

7 個人施行者は、前項の公告があるまでは、施行者の変動、第三項後段の規定により定めた規約又は第四項後段に規定する規約の失効をもつて第三者に対抗することができない。

この場合において、施行者は、遅滞なく、第四条の規約を定め、建設省令で定めるところにより、その規約について當該施行者の有する所有権又は借地権の全部又は一部を承継した宅地について当該施行者の有する所有権又は借地権の承継又は消滅をもつて」と読み替えるものとする。

(施行者の権利義務の移転)

第十二条 施行地区内の宅地について個人施行者の有する所有権又は借地権の全部又は一部を承継した者がある場合においては、その施行者がその所有権又は借地権の全部又は一部について土地区画整理事業において有する権利義務(その施行者がその土地区画整理事業があつたことに因り施行者が一人となつた場合には、その土地区画整理事業は、第三条第一項の規定により一人で施行する土地

この場合においては、その土地区画整理事業となるものとする。

2 施行地区内の宅地について個人施行者の有する借地権の全部又は一部が消滅した場合においては、その借地権の目的となつていた宅地の所有者又はその宅地の貸貸人が施行者に変動を生じた場合においては、施行者となつた者の氏名及び住所並びに施行者でなくなつた者の氏名を都道府県知事に届け出なければならない。

5 施行地区内の宅地について個人施行者の有する所有権又は借地権の全部又は一部が消滅した場合においては、その借地権の目的となつていた宅地の所有者又はその宅地の貸貸人が施行者に変動を生じた場合においては、施行者となつた者の氏名及び住所並びに施行者でなくなつた者の氏名を都道府県知事に届け出なければならない。

6 都道府県知事は、第三項後段の規定により定められた規約について認可した場合又は前項の規定によると届け出を受理した場合は、建設省令で定めるところにより、新設省令で定めることなくなりたる者に施行者となつた者とみなす。

7 個人施行者は、前項の公告があるまでは、施行者の変動、第三項後段の規定により定めた規約又は第四項後段に規定する規約の失効をもつて第三者に対抗することができない。

九 事業年度

十 公告の方法

十一 その他政令で定める事項

第十六条 第六条の規定は、第十四条の事業計画について適用する。(宅地以外の土地を管理する者の承認)

第十七条 第七条の規定は、第十四条の事業計画を定めようとする者について準用する。

3 第九条第二項及び第三項の規定は、第一項に規定する認可をした場合の公告について適用する。この場合において、同条第三項中の「施行者として又は規約若しくは事業計画をもつて」とあるのは、「土地区画整理事業の廃止又は終了をもつて」と読み替えるものとする。

4 敷人共同して施行する土地区画整理事業において、施行地区内の宅地について当該施行者の有する所有権又は借地権の承継又は消滅があつたことに因り施行者が一人となつた場合には、その土地区画整理事業は、第三条第一項の規定により一人で施行する土地

この場合においては、その土地区画整理事業となるものとする。

5 施行地区内の宅地について個人施行者の有する借地権の全部又は一部が消滅した場合においては、その借地権の目的となつていた宅地の所有者又はその宅地の貸貸人が施行者に変動を生じた場合においては、施行者となつた者の氏名及び住所並びに施行者でなくなつた者の氏名を都道府県知事に届け出なければならない。

6 都道府県知事は、第三項後段の規定により定められた規約について認可した場合は、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

7 一 組合の名称
二 施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区)に含まれる地域の名称

8 三 事業の範囲
四 事務所の所在地
五 費用の分担に関する事項
六 役員の定数、任期、職務の分担並びに選舉及び選任の方法に

九 事業年度
十 公告の方法
十一 その他政令で定める事項

第十九条 前条に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。

2 市町村長は、前項に規定する申請があつた場合においては、政令で定めるところにより、遅滞なく

第二十九条 理事は、定款で定めるところにより、組合の業務を執行し、及び組合を代表する。

2 定款に別段の定がある場合を除く外、組合の業務は、理事の過半数で決する。

3 監事は、組合の業務の執行及び財産の状況を監査する。

4 監事は、組合の業務の執行及び財産の状況について不正があると認める場合においては、その旨を組合に報告しなければならない。

5 組合が理事と契約する場合においては、監事が組合を代表する。

6 理事は、事業報告書、収支決算書及び財産目録を毎事業年度作成し、監事の意見書を添えて、これを通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

7 理事は監事と、監事は理事又は組合の職員と兼ねてはならない。

(理事の氏名等の届出)

第二十九条 組合は、建設省令で定めるところにより、理事の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合においては、理事は、署名なく、これを公告しなければならない。

3 組合は、前項の公告があるまで以外の第三者に対抗することができない。

(組合の組織)

第三十条 組合の総会は、組合員で組織する。

(総会の議決事項)

第三十一条 左の各号に掲げる事項は、総会の議決を経なければならぬ。

1 定款の変更

2 事業計画の変更

3 借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法

4 経費の收支予算

5 予算をもつて定めるものを除く外、組合の負担となるべき契約

6 賦課金の額及び賦課徵収方法

7 換地計画

8 仮換地の指定

9 保留地の処分方法

10 事業の引継についての同意

11 その他定款で総会の議決を経なければならないものと定めた事項

(総会の招集)

第三十二条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事は、必要と認める場合においては、何時でも臨時総会を招集することができる。

(理事の氏名等の届出)

第三十三条 総会に、議長を置く。

2 議長は、組合員のうちから総会で選舉する。

3 議長は、総会の議事を主宰する。

(議長)

第三十五条 組合は、施行地区が工区内に分れている場合においては、総会の議決を経て、工区ごとに総会の部会を開く。工区内の宅地に開かれた第三十一条第七号から第九号までに掲げる総会の権限をその部会に行わせることができる。

2 組合員が組合員の五分の一以上

3 の同意を得て会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出して総会の招集を請求した場合においては、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 理事の職務を行う者がない場合においては、総会の招集は、監事が行う。

(総会の会議及び議事)

第三十四条 総会の会議は、定款に特別の定がある場合を除く外、組合員の半数以上が出席しなければ定は、総会の部会について準用する。

5 第三項の規定による請求があつた場合において、理事が正当な理由がないのに総会を招集しないときは、監事は、同項の期間経過後十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

6 第二十八条第四項の規定により総会に規定する認可を受けた者は、その認可の公告があつた日から一月以内に、最初の理事及び監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなければならない。

7 第二十四条に規定する認可を受けた者は、その認可の公告があつた日から一月以内に、最初の理事及び監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなければならない。

8 総会を招集するには、少くとも会議を開く日の五日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を組合員に通知しなければならない。但し、緊急を要する場合においては、二日前までにこれらの事項を組合員に通知して、総会を招集することができる。

(総会の議事)

第三十六条 組合員の数が百人を超える組合は、総会に代つてその権限を行わせるために総代会を設けることができる。

2 総代会は、總代をもつて組織するものとし、總代の定数は、組合員の总数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。但し、組合員の总数が五百人をこえる組合にあつては、五十人以上であることをもつて足りる。

3 総代会が総会に代つて行う権限は、左の各号に掲げる事項以外の事項に關する総会の権限とする。

1 理事及び監事の選挙及び選任

(総代会)

第三十七条 組合は、施行地区が工区内に分れている場合においては、

2 総会の部会は、その部会の設けられた工区内の宅地について所有権又は借地権を有するすべての組合員で組織する。

3 第三十二条第二項から第五項まで及び第八項、第三十三条第一項から第三項まで及び第四項本文並びに第三十四条第一項及び第三項の規定は、總代会について準用する。この場合において、これらの規定中「通常総会」とあるのは「臨時總代会」と、「總会」とあるのは「臨時總代会」と、「總会」とあるのは「總代会」と、「組合員」とあるのは「總代」を読み替えるものとする。

5 総代会が設けられた組合においては、理事は、第三十二条第一項の規定にかかわらず、通常総会を招集することを要しない。

(総代)

第三十七条 総代は、定款で定めるところにより、組合員が組合員のうちから選舉する。

2 総代は、組合員でなくなつた場合においては、その地位を失う。

3 総代の任期は、三年をこえない範囲内において定款で定める。補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第二十七条第七項から第十項までこの規定は、施行地区内の宅地について所有権を有する組合員及び施行地区内の宅地について借地権を有する組合員が各別に総代を選舉するものと定款で定めたときについての特例は、政令で定める。

(議決権及び選挙権)

第三十八条 組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。

2 施行地区内の宅地について所有権を有する組合員として、及び宅地について借地権を有する組合員は、第三十四条第二項の規定による議決については、前項の規定にかかわらず、宅地について所有権を有する組合員として、及び宅地について借地権を有する組合員として、それぞれ一箇の議決権を有する。施行地区内の宅地について所有権を有する組合員及び施行地区内の宅地について借地権を有する組合員において所有権を有する組合員及び施行地区内の宅地について借地権を

有する組合員が各別に総代を選舉するものと定款で定めた場合におけるその選挙に係る選挙権についても、同様とする。

3 組合員は書面又は代理人をもつて、総代は書面をもつて議決権及び選挙権を行うことができる。

4 前項の規定により議決権及び選挙権を行ふ者は、第三十四条第一項(第三十五条第三項及び第三十一条第四項において準用する場合を含む)及び第二項の規定の適用については、出席者とみなす。

5 代理人は、同時に十人以上の組合員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

(定款及び事業計画の変更)

第三十九条 組合は、定款又は事業計画を変更しようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、その変更についてその債権者は、その変更についてその債権者は、その同意を得なければならない。

2 第七条の規定は事業計画を変更しようとする組合について、第十八条の規定は新たに施行地区となるべき区域がある場合における事業計画の変更についての認可を申請しようとする組合について、第十九条の規定は本項において準用する。

3 市町村長は、第一項の規定による申請があつた場合においては、地方税の滞納処分の例により滞納処分をする。この場合においては、組合は、市町村長の徴収した金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項に規定する認可をした場合においては、は、定款又は事業計画の変更をもつて、その変更について第一項に規定する認可があつた際に從前から組合員であつた者以外の第三者に対抗することができない。

(経費の賦課徴収)

第四十条 組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として組合員に対して金銭を賦課徴収することができる。

5 前二項の規定による徴収金の先取特權は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の市町村の徴収金と同順位とする。

の申請があつた場合について、第二十一条第一項の規定は前項に規定する認可の申請があつた場合について準用する。この場合において、第十八条及び第十九条中「施行地区となるべき区域」とあるのは「新たに施行地区となるべき区域」と、第二十条中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と読み替えるものとする。

3 組合員は、書面をもつて議決権及び選挙権を行ふことができる。

4 前項の規定により議決権及び選挙権を行ふ者は、第三十四条第一項(第三十五条第三項及び第三十一条第四項において準用する場合を含む)及び第二項の規定の適用については、出席者とみなす。

5 代理人は、同時に十人以上の組合員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

(定款及び事業計画の変更)

第三十九条 組合は、定款又は事業計画を変更しようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、その変更についてその債権者は、その変更についてその債権者は、その同意を得なければならない。

2 第七条の規定は事業計画を変更しようとする組合について、第十八条の規定は新たに施行地区となるべき区域がある場合における事業計画の変更についての認可を申請しようとする組合について、第十九条の規定は本項において準用する。

3 市町村長は、第一項の規定による申請があつた場合においては、地方税の滞納処分の例により滞納処分をする。この場合においては、組合は、市町村長の徴収した金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項に規定する認可をした場合においては、は、定款又は事業計画の変更をもつて、その変更について第一項に規定する認可があつた際に從前から組合員であつた者以外の第三者に対抗することができない。

5 組合は、前項の公告があるまでは、定款又は事業計画の変更をもつて、その変更について第一項に規定する認可があつた際に從前から組合員であつた者以外の第三者に対抗することができない。

2 市町村長は、第一項の規定による申請があつた場合においては、地方税の滞納処分の例により滞納処分をする。この場合においては、組合は、市町村長の徴収した金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

3 市町村長が第一項の規定による申請を受けた日から三十日以内に滞納処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しない場合においては、組合の理事は、都道府県知事の認可を受けて、地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

(民法の准用)

第四十四条 民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)、第五十条(法人の住所)、第五十四条(代表権の制限)、第五十五条(代表権の委任)及び第六十六条(社員の表決権のない場合)の規定は、組合について準用する。この場合において、同法第五十五条中「定款、寄附行為又は総会ノ決議」とあるのは「定款」と、第六十六条中「社団法人」とあるのは「土地区画整理組合」と、「社員」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする。

2 賦課金の額は、組合員が施行地区内に有する宅地又は借地の位置、地積等を考慮して公平に定めることとする。

3 組合は、組合員が賦課金の納付を怠つた場合においては、定款で

定めるところにより、その組合員に対する過怠金を課することができる。

(賦課金等の滞納処分)

第四十一条 組合は、賦課金又は過怠金を滞納する者がある場合においては、督促状を発して督促した期限までに納付しないときは、市町村長に対し、その徴収を申請することができる。

2 前項第一項の督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第一百五十三条の規定にかかわらず、時効に因り消滅する。

3 前項第一項の督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第一百五十三条の規定にかかわらず、時効に因り消滅する。

2 前項第一項の督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第一百五十三条の規定にかかわらず、時効に因り消滅する。

3 前項第一項の督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第一百五十三条の規定にかかわらず、時効に因り消滅する。

4 前項第一項の督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第一百五十三条の規定にかかわらず、時効に因り消滅する。

5 前二項の規定による徴収金の先取特權は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の市町村の徴収金と同順位とする。

(解散)

第四十五条 組合は、左の各号に掲げる事由に因り解散する。

一 設立についての認可の取消

二 総会の議決

三 定款で定めた解散事由の発生

四 事業の完成又はその完成の不
能

五 合併

組合は、前項第二号から第四号までの一に掲げる事由に因り解散しようとする場合には、建設省令で定めるところにより、その解散について都道府県知事の認可を受けなければならない。

組合は、第一項第二号から第四号までの一に掲げる事由に因り解散しようとする場合において、その組合に借入金があるときは、その解説についてその債権者の同意を得なければならぬ。

組合は、組合の設立に得なればならない。組合員は、組合の設立に規定する認可を取り消した場合又は第二項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

組合は、前項の公告があるまでは、解散をもつて組合員以外の第三者に対抗することができない。(清算人)

組合は、前条第一項第一号から第四号までの一に掲げる事由に因り解散した場合においては、理事がその清算人となる。但し、組合で他の者を選任した場合には、この限りでない。

(残余財産の処分制限)

第四十八条 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。

(決算報告)

第四十九条 清算人は、清算事務が終った場合においては、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、これを組合員に報告しなければならない。

(合併)

第五十条 組合は、合併しようとする場合においては、組合においてその旨を議決しなければならない。

2 合併によつて組合を設立しようとする場合においては、関係各組合の総会で組合員のうちから選挙された者が、第十四条に規定する認可を申請する者となり、設立に必要な行為をしなければならない。この場合において、認可の申請は、関係各組合の合併の議決書を添えてしなければならない。

3 合併をする組合の一方が合併後存続する場合においては、その組合は、関係各組合の合併の議決書を添えて、定款及び事業計画の変更を添えて、定款及び事業計画の変更を定める認可を受けなければならない。

4 組合は、合併しようとする場合においては、その組合に定められた手続による認可を受けなければならない。

5 組合は、合併後存続する組合は事業計画及び定款の変更をもつて、合併に因り解散した組合はその解散をもつて、関係組合の組合員に对抗することができる。

6 第二項又は第三項に規定する認可があつた場合においては、その認可の公告前においても、第二十一条第四項又は第三十九条第五項の規定にかわらず、合併に因り新たに設立された組合はその成立並びに定款及び事業計画をもつて、合併後存続する組合は事業計画及び定款の変更をもつて、合併に因り解散した組合はその解散をもつて、関係組合の組合員に对抗することができる。

7 組合が合併した場合においては、合併に因り新たに設立された組合又は合併後存続する組合は、合併に因り消滅した組合の権利義務(その組合がその行う事業に關し、行政府の許可、認可その他の権利義務を含む)を承継する。

(民法及び非訟事件手続法の適用)

更について第三十九条第一項に規定する認可を受けなければならない。

組合は、合併しようとする場合において、その組合に借入金があるときは、その合併についてその債権者の同意を得なければならない。

組合は、合併しようとする場合において、その組合に借入金があるときは、その合併についてその債権者の同意を得なければならない。

5 第二項の場合においては、組合の設立に関する第十七条において準用する第七条に規定する手続を行ふことを要しないものとし、第三項の場合においては、定款及び事業計画の変更に関する第三十一条第二項において準用する第七条に規定する手続及び第三十九条第三項に規定する手続を行うことを要しないものとする。

6 第二項又は第三項に規定する認可があつた場合においては、その認可の公告前においても、第二十一条第四項又は第三十九条第五項の規定にかわらず、合併に因り新たに設立された組合はその成立並びに定款及び事業計画をもつて、合併後存続する組合は事業計画及び定款の変更をもつて、合併に因り解散した組合はその解散をもつて、関係組合の組合員に对抗することができる。

7 その他の定める事項

第二項(法人の解散及び清算の監督の管轄)、第三十七条ノ一(清算人の選任)、第三十七条ノ二(清算人の報酬)、第一百三十五条ノ二十五(委員の報酬及び費用弁償に関する事項を除く)。

(事業計画)

第五十四条 第六条の規定は、第五百三十八条(清算人不適格者)の規定は、「土地区画整理法第四十六条」と読み替えるものとする。

(事業計画の決定及び変更)

第五十五条 都道府県又は市町村が二週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合においては、都道府県知事又は市町村長は、事業計画を

二週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合においては、市町村長は、あらかじめ、その事業計画を都道府県知事に送付しなければならない。

第六条の規定に依り縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、これを都市計画審議会に付議しなければならない。

4 都道府県知事は、都市計画審議会が前項の意見書に係る意見を採択すべきであると認めた場合においては、都道府県が定めようとする事業計画については自ら必要な修正を加え、市町村が定めようとする事業計画についてはその市町村に対し必要な修正を加えるべきことを命じ、都市計画審議会がその意見書に係る意見を採択すべ

五 費用の分担に関する事項

六 土地区画整理審議会並びにその委員及び予備委員に関する事項(委員の報酬及び費用弁償に関する事項を除く)。

八八四

きでないと認定した場合においては、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

5 都道府県知事又は市町村が前項の規定により事業計画に修正を加えた場合においては、その修正に係る部分について、更に第一項から本項までに規定する手続を行うべきものとする。

6 都道府県知事は、都道府県が施行する土地区画整理事業について事業計画を定めた場合又は市町村が施行する土地区画整理事業について事業計画を認可した場合においては、逓滞なく建設省令で定める事項を公告しなければならない。

7 都道府県又は市町村は、前項の公告があるまでは、事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

8 市町村は、第五十二条の事業計画を変更しようとする場合においては、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。

9 第一項から第五項までの規定は、第五十二条の事業計画を変更する場合の公告について準用する。

(土地区画整理審議会の設置)

第五十六条 都道府県又は市町村が施行する土地区画整理事業について事業計画を認可した場合においては、都道府県が前項までに規定する手続を行うべきものとする。

2 施行地区を工区に分けた場合においては、審議会は、工区ごとに置くことができる。

3 審議会は、換地計画、仮換地の指定、減価補償金の交付及び保留地の処分方法に関する事項についてこの法律に定める権限を行う。

4 審議会は、その任務を終了した場合においては、廃止されるものとする。

(審議会の組織)

第五十七条 審議会は、十人から五十人までの範囲内において、政令で定める基準に従つて施行規程で定める数の委員をもつて組織する。

(委員)

第五十八条 委員は、政令で定めるところにより、施行地区(工区ごとに審議会を置く場合においては、工区)以下本節において同じ。内の宅地の所有者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者が、それぞれのうちから各別に選挙する。この場合において、それがれぞれ選挙される委員の数は、施行地区内の宅地の所有者の総数としよろとする場合(政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く)について、第六項及び第七項の規定は、同条の事業計画の変更をした場合又は変更の認可をした場合の公告について準用する。

2 施行地区内の宅地の所有者又は、工区のうちから選挙された委員と施行地区内において同一の宅地について借地権を有する者のうちから選挙された委員とは、相兼ねてはならない。

5 施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者のうちからそれぞれ選挙された委員が当該権利を有しなくなつた場合及び委員が第六十三条第四項第二号又は第三号に掲げる者となつた場合においては、委員は、その地位を失う。

6 委員の任期は、三年をこえない範囲内において施行規程で定める。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者は、それぞれの総数の三分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から理由を記載し

第八十五条第一項の規定による申告があつたもののうち同条第三項の規定による届出のないものは、その届出のない限り、前項の規定の適用については、その借地権の移転、変更又は消滅がないものとみなす。

3 前項の規定による請求があつた場合には、都道府県知事又は市町村長を公表し、これを施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内において借地権を有する者の投票に付さなければならない。

4 前項の規定による請求があつた場合には、都道府県知事又は市町村長は、直ちにその請求の要旨を公表し、これを施行地区内の宅地について借地権を有する者の投票に付さなければならない。

5 前項の規定により選挙された委員に欠員を生じた場合には、施行規程で定めるところにより、予備委員をもつてこれを補充する。

6 予備委員の任期は、委員の任期による。

(委員の補欠選挙等)

第五十九条 審議会に、施行規程で定めるところにより、施行地区内の宅地の所有者から選挙される委員及び施行地区内の宅地について借地権を有する者から選挙される委員及び施行地区内において同一の宅地について借地権を有する者から選挙される委員が欠員を生じた場合には、施行規程で定めるところにより、委員を選任しなければならない。

2 第五十八条第三項の規定により選任された委員に欠員を生じた場合においては、施行規程で定めるところにより、委員を選任しなければならない。

3 予備委員には、前条第一項に規定する選挙において、当選人を除く。

4 会長は、委員として審議会の議決に加わることができない。

5 会長に事故がある場合においては、委員のうちからあらかじめ互

選された者がその職務を代理する。

(審議会の招集、会議及び議事)

第六十二条 審議会は、都道府県知事又は市町村長が招集する。

2 審議会を招集するには、少くとも会議を開く日の五日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を委員に通知しなければならない。但し、緊急を要する場合においては、二日前までにこれらの事項を委員に通知して、審議会を招集することができる。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合においては、会長の決することによる。

(委員の選挙権及び被選挙権)

第六十三条 施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、委員の選挙について、各一箇の選挙権及び被選挙権を有する。

2 施行地区内の宅地についての所有権と借地権とともに有する者は、前項の規定にかかるわざ、宅地の所有者として、及び宅地について借地権を有する者として、それぞれ一箇の選挙権及び被選挙権を有する。

3 施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第八十五条第一項の規定による申告のないものについての規定については、存しないものとみなし、施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第八十五条第一項の規定による

申告があつたもののうち同条第三項の規定による届出のないものは、その届出のない限り、前二項の規定の適用については、その借地権の移転、変更又は消滅がないものとみなす。

(審議会の招集、会議及び議事)

第六十二条 審議会は、都道府県知事又は市町村は、換地計画において清算金若しくは保留地を定めようとする場合、第百九条第一項の規定により減価補償金を交付しようとする場合及び第二十条第一項の規定により費用を負担させる金額を定めようとする場合においては、土地及び土地について存する権利の価額並びに第九十三条第一項、第三項又は第四項の規定により定められる建築物の部分の価額を評価しなければならないものとし、その評価については、第一項の規定により選任された評議員の意見を聞かなければならぬ。

4 左の各号の一に掲げる者は、第一項の規定にかかるわざ、委員の被選挙権を有しない。

一 未成年者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(審議会の会議が開かれない場合等の措置)

三 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることとなる者の者

(審議会の会議が開かれない場合等の措置)

2 前項の評議員は、非常勤とする。

(審議会の招集、会議及び議事)

第六十二条 審議会は、第六十六条の事業計画について準用する。

4 第六十八条 第六条の規定は、第六十六条の事業計画について準用する。

(事業計画)

第六十八条 第六条の規定は、第六十六条の事業計画について準用する。

(事業計画)

第六十九条 都道府県知事又は市町村長が第六十六条の施行規程及び事業計画を定めようとする場合に

おいては、都道府県知事又は市町村長は、施行規程及び事業計画を認可した

場合においては、満足なく、建設

事に送付しなければならない。

第五節 建設大臣、都道府県知事及び市町村長

(施行規程及び事業計画の決定)

第六十六条 建設大臣、都道府県知事又は市町村長は、第三条第四項の規定により土地区画整理事業を

二週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合においては、市町村長は、あらかじめ、その施

行規程及び事業計画を都道府県知

事に送付しなければならない。

(施行規程及び事業計画の決定)

第六十六条 建設大臣、都道府県知事又は市町村長は、第三条第四項の規定により土地区画整理事業を

二週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合においては、市町村長は、あらかじめ、その施

行規程及び事業計画を都道府県知

事に送付しなければならない。

(施行規程及び事業計画の決定)

ては都道府県又は市町村の規則で定める。

2 第五十三条第二項の規定は、前項の規定について準用する。

(事業計画)

第六十八条 第六条の規定は、第六十六条の事業計画について準用する。

(事業計画)

第六十九条 都道府県知事又は市町村長が第六十六条の施行規程及び事業計画を認可した

場合においては、満足なく、建設

事に送付しなければならない。

5 都道府県知事又は市町村長が前項の規定により施行規程及び事業計画を修訂した場合においては、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、その施行する

土地区画整理事業について事業計

画を定めた場合又は市町村長が施

行する土地区画整理事業について

施行規程及び事業計画を認可した

場合においては、満足なく、建設

事に送付しなければならない。

7 都道府県知事又は市町村長は、前項の公告があるまでは、事業計

画をもつて第三者に対抗すること

ができるまい。

8 市町村長は、第六十六条の施

行規程又は事業計画を変更しようとするとする場合においては、その変更につ

いて都道府県知事の認可を受けなければならない。

9 第一項から第五項までの規定は、第六十六条の施行規程又は事業計画を変更しようとする場合

きことを命じ、都市計画審議会がその意見書を係る意見を採択すべきでないと議決した場合においては、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

5 都道府県知事又は市町村長が前項の規定により施行規程及び事業計画を修訂した場合においては、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、その施行する

土地区画整理事業について事業計

画を定めた場合又は市町村長が施

行する土地区画整理事業について

施行規程及び事業計画を認可した

場合においては、満足なく、建設

事に送付しなければならない。

7 都道府県知事又は市町村長は、前項の公告があるまでは、事業計

画をもつて第三者に対抗すること

ができるまい。

8 市町村長は、第六十六条の施

行規程又は事業計画を変更しようとするとする場合においては、その変更につ

いて都道府県知事の認可を受けなければならない。

9 第一項から第五項までの規定は、第六十六条の施行規程又は事業計画を変更しようとする場合

(政令で定める軽微な変更をしようとする場合)について、第六項及び第七項の規定は、同条

の施行規程又は事業計画の変更をした場合又は変更の認可をした場合の公告について準用する。

10 建設大臣が施行する土地区画整

理事業については、建設大臣は、

第一項から第五項まで(前項において適用する場合を含む。)の規定に準じ、政令で定めるところにより、施行規程及び事業計画を定め、及び変更するものとする。この場合において、第六項及び第七項の規定は、事業計画を決定し、又は変更した場合の公告について準用する。

(土地区画整理審議会)

第七十条 建設大臣、都道府県知事又は市町村長が施行する土地区画整理事業ごとに、それぞれ建設省、都道府県知事又は市町村長の附屬機関として土地区画整理審議会(以下本節において「審議会」といふ)を置く。

2 施行地区を工区に分けた場合には、前項に規定する審議会は、工区ごとに置くことができる。

3 第五十六条第三項及び第四項並びに第五十七条から第六十四条までの規定は、前二項の規定により置かれる審議会について準用する。この場合において、第五十八条第三項、第七項及び第八項並びに第六十二条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあり、又は第六十四条中「都道府県又は市町村」と読み替えるものとする。

(評価員)

第七十一条 第六十五条の規定は、建設大臣、都道府県知事又は市町長が施行する土地区画整理事業について、同条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあり、又は同

条第一項若しくは第三項中「都道府県又は市町村」とあるのは、「建設大臣、都道府県知事又は市町村長」と読み替えるものとする。

第三章 土地区画整理事業

第一節 通則

(測量及び調査のための土地の立入等)

第七十二条 建設大臣、都道府県知事又は市町村長は、土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために

に他人の占有する土地に立ち入りて測量し、又は調査する必要がある場合においては、その必要な限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命令した者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。第三条第一項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとする者又は組合は都

市町村又は市町村長は建設大臣及び都道府県知事に対し、都道府県又は都道府県知事は建設大臣に対し、土地区画整理事業の施行の準

備又は施行のために、それぞれ土

地区画整理事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求める

ことができる。

(建築行為等の制限)

第七十六条 左の各号に掲げる公告

があつた日後、第二百三十三条第四項の

公告がある日までは、施行地区内

において、土地区画整理事業の施

行の障害となるおそれがある土

地の形質の変更若しくは建築物そ

の他の工作物の新築、改築若しく

は増築を行い、又は政令で定める

移動の容易でない物件の設置若し

くは、たい積を行おうとする者は、

建設大臣が施行する土地区画整

理事業につては建設大臣の、その

他の者が施行する土地区画整

理事業につては、その施

行地区の変更を含む事業計画の

際、あらかじめ、その旨をその士地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者は、正当な事由がない限り、第一項の規定による立入を拒み、又は妨げてはならない。

6 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者が、その測量又は調査を行つて当り、やむを得ない必要があつて、障害となる植物又はかき、さく等を伐除しようとする場合において、その所有者及び占有者がその場所にないため、その承諾を得ることが困難であり、且つ、その現状を著しく損傷しないときは、第一項前段に掲げる者は、同様とする。

7 第一項の規定に立ち入る者は、立ち入ろうとする日の三日前までにその旨を土地の占有者に通知しなければならない。但し、前項前段に掲げる者にあつては、通知することができない。

8 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入るうとする者は、立ち入ろうとする場合においては、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

9 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入るうとする者は、前項の規定により植物若しくは

かき、さく等を伐除しようとする者は、その身分を示す証票又は市

町村長の認可証を携帯し、関係人

の請求があつた場合においては、

これを呈示しなければならない。(土地の立入等に伴う損失の補償)

第七十三条 国、都道府県若しくは市町村又は前条第一項後段に掲げる者は、同条同項又は第六項の規定による行為に因り他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者が協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合には、損失を与えた者と損失を受けた者が協議しなければならない。

5 前項の規定による協議が成立しない場合には、損失を与えた者と損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

6 建設大臣、都道府県知事若しくは市町村長又は前条第一項後段に掲げる者は、前条第一項又は第六項の規定による行為を自らし、又はその命じた者若しくは委任した者にさせた場合において、その行為に因り他人に損失を与えたと認めるとときは、その損失の程度を証明するために必要な資料を作成しておかなければならぬ。

7 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入るうとする者は、前項の規定により植物若しくは

かき、さく等を伐除しようとする者は、その身分を示す証票又は市

町村長の認可証を携帯し、関係人

の請求があつた場合においては、

施行地区を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその原本若しくは抄本の交付を求めることができる。

8 第七十五条 第三条第一項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとするとする者又は組合は都

市町村又は市町村長は建設大臣及び都道府県知事に対し、都道府県又は都道府県知事は建設大臣に対し、土地区画整理事業の施行の準

備又は施行のために、それぞれ土

地区画整理事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求める

ことができる。

9 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入るうとする者は、前項の規定により植物若しくは

かき、さく等を伐除しようとする者は、その身分を示す証票又は市

町村長の認可証を携帯し、関係人

の請求があつた場合においては、

施行地区を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその原本若しくは抄本の交付を求めることができる。

10 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入るうとする者は、前項の規定により植物若しくは

かき、さく等を伐除しようとする者は、その身分を示す証票又は市

町村長の認可証を携帯し、関係人

の請求があつた場合においては、

施行地区を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその原本若しくは抄本の交付を求めることができる。

11 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入るうとする者は、前項の規定により植物若しくは

かき、さく等を伐除しようとする者は、その身分を示す証票又は市

町村長の認可証を携帯し、関係人

の請求があつた場合においては、

施行地区を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその原本若しくは抄本の交付を求めることができる。

12 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入るうとする者は、前項の規定により植物若しくは

かき、さく等を伐除しようとする者は、その身分を示す証票又は市

町村長の認可証を携帯し、関係人

の請求があつた場合においては、

施行地区を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその原本若しくは抄本の交付を求めることができる。

13 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入るうとする者は、前項の規定により植物若しくは

かき、さく等を伐除しようとする者は、その身分を示す証票又は市

町村長の認可証を携帯し、関係人

の請求があつた場合においては、

施行地区を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその原本若しくは抄本の交付を求めることができる。

変更(以下本項において「事業計画の変更」という。)についての認可の公告

二 机关が施行する土地区画整理事業にあつては、その設立についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

三 市町村又は市町村長が施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の認可の公告又は

4 都道府県、都道府県知事又は建設大臣が施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告

5 都道府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可をしようとするときは、施行者の意見を聞かなければならぬ。

6 建設大臣又は都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、土地区画整理事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

7 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合には、これらの者又はこれらの人から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対する相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障

害を排除するため必要な限度において、前項の宅地又は公共施設の用に供する土地に存する建築物その他的工作物又は竹木土石等(以下これらを本条及び次条において「建築物等」と総称する。)を移転し、又は除却することが必要となるときは、これらの建築物等を移転し、又は除却することができばならない。

8 前項前段の規定により土地の原状回復を命じ、又は建築物その他的工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。この場合においては、あらかじめ、それらの者について聴聞を行わなければならぬ。

9 前項前段の規定により土地の原状回復を命じる場合は、建築物その他的工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命すべき者を確定することができないとときは、建設大臣又は都道府県知事は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを実行せることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、建設大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨をあらかじめ公告しなければならない。

(建築物等の移転及び除却)

10 第七十七条 施行者は、第九十八条第一項の規定により附された条件に違反して建築されている建築物で既に同条第四項若しくは第五項の規定により移転若しくは除却する場合については、この限りでない。

11 第八项の規定により建築物等を移転し、又は除却する場合においては、その建築物等の所有者及び占有者は、施行者の許可を得た場合を除き、その移転又は除却の開始から完了に至るまでの間は、その建築物等を使用することができない。

12 第六項の規定により建築物等を収益することを停止させた場合又は公共施設の変更若しくは廃止に

関する工事を施行する場合において、前項の通知及び照会をしないで、過失がなくて占有者を確知することができないときは、これに對し同項の通知をしないで、移転し、又は除却することができる。

13 この場合においては、相当の期限を定め、その期限後においてはこれを移転し、又は除却する旨を、政令で定めるところにより公告しなければならない。

14 第三项の規定は、前項後段の規定により公告をする場合における期限について準用する。

15 第四項後段の規定により公告された期限後においては、何時でも自ら建築物等を移転し、若しくは除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に建築物等を移転させ、若しくは除却させることができる。この場合において、個人施行者又は組合は、建築物等を移転し、又は除却しようとするときは、あらかじめ、建築物等の所在する土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けなければならぬ。

16 第八项の規定により建築物等を移転し、又は除却する場合においては、その建築物等の所有者及び占有者は、施行者の許可を得た場合を除き、その移転又は除却の開始から完了に至るまでの間は、その建築物等を使用することができない。

17 第六項の規定により建築物等を移転し、又は除却しようとする場合において、施行者は、過失がない

ことのできないときは、これに對し第二項の通知及び照会をしないで、過失がなくて占有者を確知することができないときは、これに對し同項の通知をしないで、移転し、又は除却することができる。

18 第七十八条 前条第一項の規定により施行者が建築物等を移転し、若しくは除却したことにより他人に損失を与えた場合又は同条第二項の照会を受けた者が自ら建築物等を移転し、若しくは除却したことによりその者が損失を受け、若しくは他人に損失を受け、若しくは他人に損失を受けた場合においては、施行者が建築物等を移転し、若しくは除却したことに因り他人に損失を与えた場合又は同条第二項の照会を受けた者が自ら建築物等を移転し、若しくは除却したことによりその者が損失を受け、若しくは他人に損失を受けた場合においては、施行者が建設大臣である場合においては國、都道府県知事又は市町村長である場合においては当該都道府県又は市町村。以下次項において同じ。)は、その損失を受けた者に對して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

19 第九条第一項の規定により施行者が移転し、若しくは除却した建築物等又は同条第二項の照会を受けた者が自ら移転し、若しくは除却した建築物等が第七十六条第四項若しくは第五項の規定により移転若しくは除却を命ぜられているものである場合、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第十一條若しくは第十二条ノ二に基く命令の規定により原状回復を命ぜられているものである場合又は建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九条の規定により移転若しくは除却を命ぜられているものである場合においては、施行者は、前項の規定にかかるわらず、これらの建築物等の所有者に對して

の間は、第一項又は第三項の規定により組合に對してされた申告又は届出は、第十四条に規定する認可を受けた者が受理するものとする。

第二節 換地計画

(換地計画の決定及び認可)

第八十六条 施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、施行者が個人施行者、組合、市町村又は市町長であるときは、建設省令で定めるところにより、その換地計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 施行地区が工区に分れている場合においては、前項の換地計画は、工区ごとに定めることができること。

3 都道府県知事は、第一項に規定する認可の申請があつた場合においては、左の各号の一に該当する事実があると認めると以外は、その認可をしなければならない。

4 申請手続が法令に違反していること。

(換地計画の決定手続又は内容)

二 换地計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。

三 换地計画の内容が事業計画の内容としてい触していること。

(換地計画)

第八十七条 前条第一項の換地計画においては、建設省令で定めるとおり、左の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 換地設計

二 各筆換地明細

四 保留地その他の特別の定をする土地の明細

五 その他建設省令で定める事項

(換地計画に関する権利者の同意、総覽及び意見書の処理)

第八十八条 第八条の規定は、換地計画について認可を申請しようとする個人施行者について準用する。この場合において、同条第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「換地計画に係る区域」と読み替えるものとする。

2 個人施行者以外の施行者は、換地計画を定めようとする場合における意見書に供されなければならない。

3 利害関係者は、前項の規定により総覽に供された換地計画について意見がある場合においては、総覽期間内に、施行者に意見書を提出することができる。

4 施行者は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、その意見書に係る意見を探査すべきであると認めるときは換地計画に必要な修正を加え、その意見書に係る意見を探査すべきないと認めるときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

5 施行者が前項の規定により換地計画に必要な修正を加えた場合においては、その修正に係る部分について更に第二項から本項までに規定する手続を行うべきものとする。但し、その修正が政令で定めない場合

六 第三条第三項又は第四項の規定による施行者は、第二項の規定により総覽に供すべき換地計画を作成しよとする場合及び第四項の規定により意見書の内容を審査する場合においては、土地区画整理審議会の意見を開かなければならぬ。

7 施行者は、第四項の規定により意見書の内容を審査する場合において、その意見書が農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)にいう農地又は採草放牧地に係るものであり、且つ、その意見書を提出した者が当該換地計画に係る区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者以外の者であるときには、その農地又は採草放牧地を管轄する市町村農業委員会の意見を聞かなければならない。

(換地)

第八十九条 換地計画において換地を定める場合においては、換地及び従前の宅地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等が照応するよう定めなければならない。

2 前項の規定により換地を定める場合においては、従前の宅地の位置は、政令で定める基準に従い、施設者が土地区画整理審議会の同意を得て定める。

3 第一項の場合において、土地区画整理審議会の同意があつたときは、地積が著しく小であるため地積を増して借地権の目的となるべき宅地又はその部分を定めることが適当でないと認められる借地の借地権について、換地計画において當該借地権の目的となるべき宅地又はその部分を定めなければならない。

4 第一項の規定により換地を定めた場合においては、土地区画整理審議会の同意があつたときは、地積を増して換地を定めることができる。

5 第一項の規定により換地を定めた場合においては、地積が著しく小であるため地積を増して換地を定めなければならない。

6 第一項の規定により借地が過小地とならないように借地権の目的となるべき宅地又はその部分を定めなければならない。

7 施行者が前項の規定により換地を定めた場合においては、その修正に係る部分についても、土地区画整理審議会の同意があつたときは、地積を増して換地を定めなければならない。

8 第一項の規定により宅地が過小地とならないよう換地を定めた場合においては、その修正が政令で定めない場合

第九十条 宅地の所有者の申出又は

該借地権の目的となつてない宅地又はその部分について存する地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利について、換地計画において、地積を特に減じて当該権利の目的となるべき宅地又はその部分を定めることができる。(宅地の立体化)

第九十三条 第三条第三項又は第四項の規定による施行者は、第九十一条第一項の規定により過小借地とならないよう換地を定めることができる宅地又は前条第一項の規定により過小借地とならないよう借地権の目的となるべき宅地若しくはその部分を定めることができることがあるときは、これら者の同意を得なければならない。

4 第九十一条又は前項の規定により換地を定めない宅地又はその部分について借地権を有する者がある場合において、その者がこれらの規定による同意を得なければならない。この場合において、前条第一項、第三項又は第四項の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を有する者がある場合は、施行者は、換地計画においてその借地権を有する建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えられるべき旨を申し出たときは、施行者は、換地計画においてその借地権について建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えるよう定めることができる。

5 第一項、第三項及び前項に規定する建築物は、その主要構造部が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造のものでなければならぬ。

第六条 左の各号に掲げる宅地に対しても、換地計画において、その位置、地積等に特別の考慮を払い、換地を定めることができる。(特別の宅地に関する措置)

第九十五条 左の各号に掲げる宅地においては、換地計画において、その位置、地積等に特別の考慮を払い、換地を定めることができる。

一 鉄道、軌道、飛行場、港湾、学校、市場、と畜場、墓地、火葬場、じんか、焼却場及び防火、防水、防砂又は防潮の施設その他の公共の用に供する施設で政令で定めるものの用に供している宅地

四 電気工作物、ガス工作物その他の公益事業の用に供する施設で政令で定めるものの用に供している宅地

五 国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他の直接その事務又は事業の用に供する施設で政令で定められたくの用に供すべき土地については、換地計画において、金銭により清算すべき額に満たない場合は、施行者は、換地計画において特別の定をとされた宅地について、その宅地を他の工区にあるものとみなし、当該他の工区に係る換地計画において換地を定めることができる。

六 その他特別の事情のある宅地で政令で定めるもの

七 第二項第一号から第五号までに掲げる施設で主として当該換地計画に係る区域内に居住する者の利用に供するものの用に新たに供すべき土地については、換地計画において、一定の土地を換地として、換地計画において換地とみなされるものとす る。

八 第九十六条 第三条第一項又は第二項の規定により施行する土地区域に係る区域の整理事業の換地計画においては、土地区域整理事業の施行の費用に充てるため、又は規約若しくは定期款で定める目的のため一定の土地を換地として定めないで、その土地を当該施設の用に供すべき宅地として定めることができる。この場合においては、この土地は、換地計画において、換地とみなされるものとす る。

九 第九十七条 第三条第一項又は第二項の規定により施行する土地区域整理事業の施行後、その土地の価額の総額(第九十三条第一項、第二項又は第四項の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えるよう定めたとき)がその土地の定着物でその文化財としての性質上これを移転することが適当でないものの所在する宅地については、これらの定着物の移転の実

おいては当該都道府県又は市町村。以下次項及び第三項において同じ。は、その損失を受けた者に對して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 仮換地の所有者及びその仮換地について地上権、永小作権、賃借権その他の土地を使用し、又は収益することができる権利を有する者が、第九十九条第三項の規定によりその仮換地を使用し、又は収益することができなくなつたことにより損失を受けた場合において、施行者は、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 従前の宅地の所有者及びその宅地について地上権、永小作権、賃借権その他の土地を使用し、又は収益することができる権利を有する者が、前条第二項の規定によりその従前の宅地を使用し、又は収益することができなくなつたことにより損失を受けた場合は、施行者は、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

4 第七十三条第二項及び第三項の規定は、前各項の規定による損失の補償について準用する。

5 第七八条第五項及び第六項の規定は、施行者が第一項から第三項までの規定による補償金を支払う場合について準用する。この場合において、同条第五項中「その建築物等について」とあるのは、「当該宅地又はその宅地について存する権利について」と読み替えるものとする。

(仮清算)

第一百二条 施行者は、第九十八条规定により仮換地を指定した場合又は第一百条第一項の規定により停止させた場合において、必要があると認めるときは、第九十条に定めるところに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の徵収又は交付の方法に準ずる方法により徴収し、又は交付することができる。

2 第百十二条の規定は、施行者が前項の規定により仮清算金を交付する場合において、宅地又は宅地について存する権利について先取特權、賃権又は抵当権があるときについて準用する。

(第四節 換地処分)

第一百三条 換地処分は、関係権利者に換地計画において定められた関係事項を通じてするものとする。

2 換地処分は、換地計画に係る区域の全部について土地区画整理事業の工事が完了した後において、遅滞なく、しなければならない。

3 個人施行者、組合、市町村又は市町村長は、換地処分をした場合においては、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 建設大臣又は都道府県知事は、換地処分をした場合においては、

その旨を公告しなければならない。都道府県知事は、都道府県が換地処分をした場合又は前項の届出があった場合においては、換地処分があつた旨を公告しなければならない。

5 換地処分の結果、市町村の区内の町又は字の区域又は名称について変更又は廢止をすることが必要な場合においては、前項の公告に係る換地処分の効果及びこれらの変更又は廢止の効力が同時に発生するよう、その公告をしないなければならない。

(換地処分の効果)

第一百四条 前条第四項の公告があつた場合においては、換地計画において定められた換地は、その公告があつた日の翌日から従前の宅地とみなされるものとし、換地計画において定められた換地は、その公告があつた日の翌日から従前の宅地について存する権利は、その公告があつた日が終了した時に消滅するものとする。

2 前条第四項の公告があつた場合においては、従前の宅地について存した所有権及び地役権以外の権利又は処分の制限について、換地計画において換地について定められたとされたそれらの権利又は処分の制限の目的となるべき宅地又はその部分は、その公告があつた日の翌日から従前の宅地について存したこれららの権利又は処分の制限の目的となるべき宅地又はその部分とみなされるものとし、換地計画において

終了した時に消滅するものとする。

3 前二項の規定は、行政上又は裁判上の処分で従前の宅地に専属するものに影響を及ぼさない。

4 施行地区内の宅地について存する地役権は、第一項の規定にかかるものに影響を及ぼさない。

5 土地区画整理事業の施行に因り行使する利益がなくなった地役権は、前条第四項の公告があつた日の翌日以後においても、なお従前の宅地の上に存する。

6 第九十三条第一項、第三項又は第四項の規定により換地計画において建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えられるように定められた宅地又は借地権を有する者は、前条第四項の公告があつた日の翌日において、換地計画において定められたとこの部分を取得するものとする。この場合において、従前の宅地又は借地権について存した先取特權、賃権又は抵当権は、同条同項の公告があつた日の翌日以後においては、その建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分において、従前の宅地又は借地権について存するものとする。この場合において、従前の宅地又は借地権について存した先取特權、賃権又は抵当権は、同条同項の公告があつた日の翌日以後においては、

9 第九十六条第一項又は第二項の規定により換地計画において定められた保留地は、前条第四項の公告があつた日の翌日において、第3項第一項、第二項又は第三項の規定による土地区画整理事業については施行者が、同条第四項の規定による土地区画整理事業についてはそれぞれ国、都道府県又は市町村が取得する。

(公共施設の用に供する土地の帰属)

第一百五条 換地計画において換地を定めた場合において、その土地に存する公共施設の用に供する土地である場合は、その廃止される公共施設の用に供していいた土地が國の所有する場合においては地方公共団体が、土地である場合においては國に、地方公共団体の所有する土地である場合においては地方公共団体に供する場合においては地主が、地主の権利は、第百三十三条第四項の公告があつた日が終了した時に消滅する。

2 換地計画において換地を宅地以外の土地に定めた場合においては、その土地について存する從前の権利は、第百三十三条第四項の公告があつた日が終了した時に消滅する。

3 土地区画整理事業の施行に因り生じた公共施設の用に供する土地は、第一項の規定に該当する場合を除き、第三百条第四項の公

告があつた日の翌日において、その公共施設を管理すべき者が主務大臣、都道府県知事又は市町村長である場合においては、それぞれ國、都道府県又は市町村に帰属するものとする。

(土地区画整理事業の施行により設置された公共施設の管理)

第百六条 土地区画整理事業の施行により公共施設が設置された場合においては、その公共施設は、第一百三十三条第四項の公告があつた日の翌日において、その公共施設の所在する市町村の管理に属するものとする。但し、管理すべき者について、他の法律又は規約、定款若しくは施行規程に別段の定がある場合には、この限りでない。

3 施行者は、第一百三条第四項の公告がある日以前においても、公共施設に関する工事が完了した場合においては、前項の規定にかわらず、その公共施設を管理する者となるべき者にその管理を引き継ぐことができる。

3 施行者は、第一百三条第四項の公告があつた日の翌日において、公共施設に関する工事を完了していない場合においては、第一項の規定にかかるらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。但し、当該公

告が完了した部分についてその管理を引き継ぐことができると認められる場合には、この限りでない。

4 施行地区内の土地及びその土地に存する建物の登記については、政令で、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の特例を定めることがある。

(保留地等の処分)

第百八条 第三条第三項又は第四項の規定による施行者は、第百四条

第百七条 施行者は、第一百三条第四項の公告があつた場合においては、直ちに、その旨を換地計画に係る区域を管轄する登記所に通知しなければならない。

2 施行者は、第一百三条第四項の公告があつた場合において、施行地区内の既登記の土地及び建物について土地区画整理事業の施行に因り変動があつたときは、遅滞なく、その変動に係る登記を申請し、又は履証しなければならない。

2 第三条第三項又は第四項の規定による施行者は、第一百四条第六項の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を取得させる場合について確定した清算金を徴収し、又は交付しなければならない。この場合において、確定した清算金の額と

2 第百十二条 第二項の規定により徴収すべき清算金とその者の間に差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。

2 第三条第三項又は第四項の規定による施行者は、第一項の規定により徴収し、又は交付すべき清算金は、政令で定めるところにより、利子を附して、分割徴収し、又は分割交付することができる。

3 第百九条 第三条第三項又は第四項の規定による施行者は、土地区画整理事業の施行に因り、土地区画整理事業の施行後の宅地の価額の総額が土地区画整理事業の施行前の宅地の価額より減少した場合は、その差額に相当する金額を、その公告があつた日における從前の宅地の所有者及びその宅地について地上権、永作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定

めの基準に従い、減価補償金として交付しなければならない。

2 施行者は、前項の規定による減価補償金を交付しようとする場合においては、各権利者別の交付額について、土地区画整理審議会の意見を聞かなければならない。

第六節 清算

2 第百十一条 施行者は、第一百三条第四項の公告があつた場合においては、第一百四条第七項の規定により徴収した清算金又は減価補償金とその者に交付すべき清算金又は減価補償金との間に差額があるときは、その者から徴収すべき清算金とその者に交付を受けるべき者から徴収すべき清算金があるときは、その者から徴収すべき清算金とその者に交付すべき清算金又は減価補償金とを相殺することができる。

2 施行者は、減価補償金が次条第一項の規定により供託する必要があるものである場合においては、その減価補償金は、前項の規定にかかるらず、その宅地について存する宅地又はその宅地について存する権利について徴収すべき清算金とのみ相殺することができる。

2 第三条第三項又は第四項の規定による施行者は、第一項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を附して、分割徴収し、又は分割交付する))を滞納する者がある場合においては、督促状を発して督促し、その者がその督促状において指定した期限までに納付しないときは、国税滞納処分の例により滞納処分をすることができる。

(抵当権等が存する場合の清算金等の供託)

2 第百十二条 施行者は、施行地区内の宅地又は宅地について存する権利について清算金又は減価補償金を交付する場合において、当該宅地又は権利について先取特権、質権又は抵当権があるときは、その清算金又は減価補償金を供託しなければならない。但し、先取特権、質権又は抵当権を有する債権者が供託しなくともよい旨の申出が

あつた場合においては、この限りでない。

2 前項に規定する先取特権、質権又は抵当権を有する債権者は、同項の規定により供託された清算金又は減価償償金についてその権利を行なうことができる。

第七節 権利関係の調整

(地代等の増減の請求等)

第一百三十三条 土地区画整理事業の施行に因り地上権、永小作権、賃借権その他の土地を使用し、若しくは収益することができる権利の目的である土地又は地役権についての承役地の利用が増し、又は妨げられるに至つたため、従前の地代、小作料、賃貸料その他の使用料又は地役権の対価が不相当となつた場合においては、当事者は、契約の条件にかかわらず、将来に向つてこれららの増減を請求することができる。

(権利の放棄等)

第一百四十四条 土地区画整理事業の施行に因り地上権、永小作権、賃借権その他の権利を有する者又は地役権を設定した目的を達しあつた場合は、これらの権利を放棄することができる。但し、第一百三十三条第一項の規定による請求に基く地役権の対価の減額があつた場合においては、その利益を保存する範囲内にあって、地役権の設定を請求することができる。

2 前項の規定により從前の地代、小作料、賃貸料その他の使用料又は地役権の対価の増額の請求がある場合において、同項に掲げる権利を有する者は、その権利を放棄し、又は契約を解除してその義務を免かれることができる。

4 第七十三条第二項及び第三項の規定は、前項前段の規定による損失の補償について準用する。この場合において、これらの規定中「損失を与えた者」とあるのは、「施行者」と読み替えるものとする。

(地役権の設定の請求)

第一百五十五条 土地区画整理事業の施行に因り從前と同一の利益を受けられることができなくなつた地役権者は、その利益を保存する範囲内において、地役権の設定を請求することができる。但し、第一百三十三条第一項の規定による請求に基く地役権の対価の減額があつた場合は、その利益を放棄し、又は契約を解除することができる。

2 前項の規定により從前の地代、小作料、賃貸料その他の使用料又は地役権の対価の増額の請求がある場合において、同項に掲げる権利を有する者は、その権利を放棄し、又は契約を解除してその義務を免かれることができる。

4 第七十三条第二項及び第三項の規定は、前項前段の規定による損失の補償について準用する。この場合において、これらの規定中「損失を与えた者」とあるのは、「施行者」と読み替えるものとする。

(移転建築物の賃貸借料の増減の請求等)

第一百六十六条 土地区画整理事業の施行に因り建築物が移転された結果、その建築物の利用が増し、又は妨げられるに至つたため、従前の賃貸借料が不相当となつた場合には、当事者は、契約の条件下にかかわらず、将来に向つて賃貸借料の増減を請求することができる。

2 前項の規定により賃貸料の増額の請求があつた場合においては、建築物について賃借権を有する者は、その契約を解除してその義務を免かれることができる。

3 土地区画整理事業の施行に因り建築物が移転された結果、その建築物を賃借した目的を達することができなくなつた場合においては、建築物について賃借権を有する者は、その契約を解除することができる。

4 第百十八条 第三条第一項、第二項又は第三項の規定により施行する土地区画整理事業に要する費用は、施行者が負担する。

2 第百十九条 第三条第三項又は第四項の規定による施行者は、施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内に在する市町村長が施行する土地区画整理事業に要する費用は、当該都道府県又は市町村が負担し、同条同項の規定により建設大臣が施行する土地区画整理事業に要する費用は、国が負担する。

3 国は、第三条第四項の規定によつて、政令で定める基準に従い施設規程で定めることにより、その土地区画整理事業に要する費用の一部を負担させることができるものがある。

2 都道府県知事又は市町村長が施行する土地区画整理事業に要する費用は、前項の規定にかかわらず、政令で定めるとところにより、その土地区画整理事業に要する費用の一部を負担する。

3 地方公共団体の分担金

第一百九十九条 都道府県知事は、第三条第三項又は第四項の規定により施行する土地区画整理事業に要する費用の一部を負担する。

2 第百十一条 第三条第三項及び第四項の規定により施行する土地区画整理事業が大規模な公共施設の新設若しくは変更に係るものである場合においては、その利益を受ける市町村に対し、建

(請求の期限)

第一百十七条 第百三条第四項の公告があつた日から起算して二月を経過した日後は、第一百三十三条第一項の規定による地代等の増減の請求、第百十四条第一項の規定による権利の放棄若しくは契約の解除、第百十五条の規定による地役権の設定の請求、前条第一項の規定による賃貸借料の増減の請求又は同条第三項の規定による契約の解除の請求は、することができない。

第四章 費用の負担及び補助

2 都道府県知事又は建設大臣は、前項の規定により、利益を受ける市町村又は地方公共団体に対し、土地区画整理事業に要する費用の一部を負担せよとする場合においては、あらかじめ、当該市町村又は地方公共団体の意見を開かなければならぬ。

3 第百八十二条 第三条第一項、第二項又は第三項の規定により施行する土地区画整理事業に要する費用は、施行者が負担する。

4 前項の規定により契約を解除した者は、施行者に対し、その契約を解除したことにより生じた損失の補償を請求することができる。

5 第百九十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合においては、その者が受けける利益の限度において求償することができる。

(受益者負担金)

第一百二十条 第三条第三項又は第四項の規定による施行者は、施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内に在する市町村長が施行する土地区画整理事業に要する費用は、前項の規定にかかわらず、政令で定めるとところにより、その土地区画整理事業に要する費用の一部を負担させることができる。

2 都道府県知事又は市町村長が施行する土地区画整理事業に要する費用は、前項の規定にかかわらず、政令で定めるとところにより、その土地区画整理事業に要する費用の一部を負担させなければならない。

3 地方公共団体の分担金

第一百九十九条 都道府県知事は、第三条第三項又は第四項の規定により施行する土地区画整理事業に要する費用の一部を負担する。

2 第百十一条 第三条第三項及び第四項の規定により施行する土地区画整理事業が大規模な公共施設の新設若しくは変更に係るものである場合においては、その利益を受ける市町村に対し、建

(補助金)

第一百二十二条 国は、第三条第三項の規定により施行する土地区画整理事業が大規模な公共施設の新設若しくは変更に係るものである場合においては、その利益を受ける市町村に対し、建

合又は災害その他の特別の事情に因り施行されるものである場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その土地区画整理事業に要する費用の一部に充てるため、その費用の二分の一以内を施行者に対し補助金として交付することができる。

第五章 監督

(設計に関する建設大臣の認可)

第一百二十二条 都道府県知事は、第三条第一項の規定による土地区画整理事業の施行、組合の設立又は市町村若しくは市町村長の施行する土地区画整理事業の事業計画について認可しようとする場合においては、当該事業計画において定める設計について建設大臣の認可を受けなければならない。設計の変更を伴う事業計画の変更を認可しようとする場合においても、同様とする。

2 都道府県又は都道府県知事は、事業計画を定めようとする場合においては、その事業計画において定める設計について建設大臣の認可を受けなければならない。設計の変更を伴う事業計画の変更を認可しようとする場合においても、同様とする。

3 前二項の規定は、政令で定める小規模の土地区画整理事業に係る設計及び政令で定める軽微な設計の変更については、適用しない。(報告、勧告等)

第一百二十三条 建設大臣は、都道府県、市町村、都道府県知事又は市町村長に対し、都道府県知事は個人

人施行者、組合、市町村又は市町長に対し、市町村長は個人施行者は組合に対し、それぞれその施行する土地区画整理事業に関するため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

4 提出を求め、又はその施行する土地区画整理事業の施行の促進を図るために必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

(個人施行者に対する監督)

第一百二十四条 都道府県知事は、個人施行者の施行する土地区画整理事業について、その事業又は会計がこの法律(これに基く命令を含む。以下本章において同じ。)若しくはこれに基く行政令の处分又は規約、事業計画若しくは換地計画に違反すると認める場合その他監督上必要がある場合においては、その組合の設立についての認可を受ける者がその認可の公告があつた日から一月を経過してもなお組合の設立についての認可を取扱うことができる。

5 個人施行者は、前項の公告があるまでは、認可の取消に因る土地区画整理事業の廃止をもつて第三区画整理事業に對抗することができない。

(組合に対する監督)

第一百二十五条 都道府県知事は、組合の施行する土地区画整理事業について、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基く行政令の処分又は定款、事業計画若しくは換地計画に違反すると認める場合その他の監督上必要がある場合においては、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。

2 都道府県知事は、組合の組合員が組合員の十分の一以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基く行政令の処分又は定款、事業計画若しくは換地計画に違反する疑があることを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票をした場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により組合員から総会の招集の請求があつた場合において、理事及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基き、総会を招集しなければならない。第三十五条第三項又は第三十六条第四項において準用する第三十二条第三項の規定により組合員又は総代から総会の部会又は総代会の招集の請求があつた場合において、理事及び監事が総会の部会又は総代会を招集しないときは、同様とする。

4 都道府県知事は、第二十七条第七項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があつた場合において、理事がこれを組合員の投票に付さないときは、これら

行者について聴聞を行わなければならぬ。

4 都道府県知事は、第二項の規定により認可を取り消した場合においては、逓減なく、その旨を公告しなければならない。

4 都道府県知事は、組合の組合員が組合員の十分の一以上の同意を得て、総会若しくはその部会若しくは総代会の招集手続若しくは譲渡又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取扱うことができる。

5 同様とする。

(都道府県、市町村等に対する監督)

6 都道府県知事は、第三十二条第三項の規定により組合員から総会の招集の請求があつた場合において、理事及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基き、総会を招集しなければならない。第三十五条第三項又は第三十六条第四項において準用する第三十二条第三項の規定により組合員又は総代から総会の部会又は総代会の招集の請求があつた場合において、理事及び監事が総会の部会又は総代会を招集しないときは、同様とする。

7 都道府県知事は、第二十七条第七項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があつた場合において、理事がこれを組合員の投票に付さないときは、これら

の組合員の申出に基き、これを組合員の投票に付さなければならぬ。第三十七条第四項の規定により組合員から総代の解任の請求があつた場合において、理事がこれを組合員の投票に付さないとときは

は、当該処分があつた日から月以内に、組合、市町村又は市町村長がした処分に對しては都道府県知事に、都道府県、都道府県知事又は建設大臣がした処分に對しては建設大臣に訴願することができること。

2 前項の規定により都道府県知事がした訴願の裁決に對して不服のある者は、裁決のあつた日から一ヶ月以内に、建設大臣に訴願することができる。

第六章 雜則

(土地区画整理事業の重複施行の制限及び引継)

2 第百二十八条 現に施行されている土地区画整理事業の施行地区となつてゐる区域については、その施行者の同意を得なければ、その施行者以外の者は、土地区画整理事業を施行することができない。

2 現に施行されている土地区画整理事業の施行地区となつてゐる区域について、前項の同意を得て、新たに施行者となつた者が新たに施行者となつた者がある場合においては、その土地区画整理事業は、新たに施行者となつた者に引き継がれるものとする。

3 個人施行者又は組合は、第一項に規定する同意を与えるとする場合において、土地区画整理事業の施行のための借入金があるときは、その土地区画整理事業の引継についてその債権者の同意を得なければならぬ。

4 第二項の規定により個人施行者は組合が施行していた土地区画整理事業が引き継がれた場合においては、当該施行地区となつてい

る区域について新たに施行者となつた者に係る第九条第二項(第十三条第三項において準用する場合を含む)又は第六十九条第六項(同条第九項及び第十項において準用する場合を含む)の公告があつた日において、当該個人施行者が施行する土地区画整理事業は廃止されるものとし、当該組合は解散するものとする。

5 第二項の規定により土地区画整理事業を引き継いで施行することとなつた施行者は、引き継がれることとなつた施行者が土地区画整理事業の施行に關して有していた権利義務(その者がその施行する土地区画整理事業に關し、行政庁の許可、認可その他の处分に基いて有する権利義務を含む)を承継する。

(処分、手続等の効力)

2 第百二十九条 土地区画整理事業を施行しようとする者、組合を設立しようとする者若しくは施行者又は土地区画整理事業の施行に係る土地若しくはその土地に存する工作物その他物件について権利を有する者の変更があつた場合においては、この法律又はこの法律によつてするものとする。

2 前項本文の規定により一の所有者又は借地権者とみなされる者は、それぞれのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。

3 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもつて、施行者に对抗することができない。

4 第二項の代表者の解任は、施行者にその旨を通知するまでは、これをもつて施行者に对抗することができない。

5 第二項の規定により代表者を選任しなければならない場合においては、同項の規定による通知がないときは、施行者がこの法律又はこの法律に基く命令、規約、定款若しくは施行規程の規定により第一項本文に掲げる者に對してする行為は、これらの者のうちいずれか一人に対してもつて足りる。

(公有水面の取扱)

2 第百三十一条 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条に規定する免許を受けた者がある場合においては、この法律の規定の適用については、その免許に係る水面を宅地とみなし、その者を宅地の所有者とみなす。

(債権者の同意の基準)

2 第百三十二条 第十条第二項、第十三条第二項、第三十九条第三項、第四十五条第三項、第五十条第四項又は第一百二十八条第三項の規定による同意を求められた債権者は、正当な事由がある場合を除いては、その同意を拒むことができない。

(書類の送付にかかる公告)

2 第百三十三条 施行者は、土地区画整理事業の施行に關して書類を交付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくてその者の住所、居所その他の書類を送付すべき場所を確定することができないときは、政令で定めるところによつて審査する場合又は審査するべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくてその者の住所、居所その他の書類を送付すべき場所を確定することができない場合は、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付にかかることができる。

5 第二項の規定により代表者を選任しなければならない場合においては、その公告があつた日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

(意見書の提出の期間の計算等)

2 第百三十四条 この法律の規定による意見書が郵便で差し出された場合においては、郵送に要した日数は、期間に算入しない。

2 この法律の規定による意見書は、その提出期間が経過した後に提出された場合においては、受理することができる。

(他の工事の費用の負担)

2 第百三十五条 土地区画整理事業の新設若しくは変更の工事を施行する必要が生じた場合においては、その工事に要する費用は、その必要を生じた限度において、施行者が負担するものとする。

2 前項の工事の設計及び施工方法は、当該工事を施行する者と当該施工者との協議により定めなければならない。

2 前項の工事の設計及び施工方法は、当該工事を施行する者と当該施工者との協議により定めなければならない。

(土地区画整理事業と農地等の関係の調整)

2 第百三十六条 都道府県知事は、事業計画若しくは事業計画の変更について審査する場合又は事業計画を定め、若しくは変更しようとする場合において、当該土地区画整理事業が、農地の廃止を伴うものであるとき、又は用排水施設その他農地の保全若しくは利用上必要な公共の用に供する施設を

昭和二十九年五月十日 参議院会議録第四十四号 土地区画整理法案外一件

廃止し、変更し、その他これらの施設の新設若しくは改良に係る土地改良事業計画に影響を及ぼすおそれがあるときは、当該事業計画又はその変更について、当該農地を管轄する市町村農業委員会（市町村農業委員会が置かれていない市町村については、市町村長）及び当該施設を管理する土地改良区の意見を聞かなければならない。但し、政令で定める軽微なものについては、この限りでない。

第七章 罰則

第百三十七条 組合の役員又は総代が、その職務に關して賄うを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役又は三年以下の罰金に処する。

2 組合の役員又は総代であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し賄うを收受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 組合の役員又は総代がその職務に關し請託を受けて第三者に賄うを供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄うは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第五百三十八条 前条第一項から第三項までに掲げる者に対しても賄うを供与し、又はその申込若しくは約

束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

2 前条の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

3 前条の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免

除することができる。

第百三十九条 第七十二条第一項の規定による土地の立入を拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百四十条 第七十六条第四項の規定による命令に違反して土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しなかつた者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百四十二条 第八十二条第二項の規定に違反して同条第一項の規定による標識を移転し、除却し、汚損し、又はき損した者は、三万円以下の罰金に処する。

第百四十三条 左の各号に掲げる場合においては、個人施行者は、三万円以下の過料に処する。

一 第十条第二項、第十三条第二項又は第二百二十八条第三項の規定に違反したとき。

二 第百二十四条第一項の規定による都道府県知事の検査を妨げたとき。

三 第四十七条又は第四十九条に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四 第四十八条の規定に違反して組合の残余財産を処分したとき。

五 第百二十五条第一項又は第二項の規定による都道府県知事の検査を妨げたとき。

六 第百二十五条第三項の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

七 建設大臣、都道府県知事若しくは市町村長又は総会、総会の部会若しくは総代会に対し、不実の申立をし、又は事実を隠ぺいしたとき。

八 組合がこの法律の規定による

規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

九 第百四十七条第三十二条第七項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

第百四十八条 第二十三条第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第百四十九条 第三十二条第七項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

第百五十一条 第二十三条第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第百五十二条 第二十三条第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第百五十三条 第二十三条第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第百五十四条 第二十三条第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第百五十五条 左の各号に掲げる場合においては、個人施行者は、一

万円以下の過料に処する。

二 第百二十四条第一項の規定に違

反して簿書を備えず、又はその

申込若しくは約

束をしたとき。

二 第百二十四条第一項の規定に違

反して簿書を備えず、又はその

申込若しくは約

束をしたとき。

簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

昭和二十九年五月八日

建設委員長 深川タマエ

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

田中一 小澤久太郎

三浦辰雄 小瀧彬

近藤信一 小笠原三男

石坂豊一 石井桂

石川榮一 飯島通次郎

赤木正雄

第二十条中「第百十一条の六」を「第七十三条の六」に改める。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、土地地区画整理法の施行に伴い、関係諸法令の改廢を行ひ、且つ、既存の土地地区画整理

及び土地地区画整理組合の切換又は整理を行わんとするものであつて妥当なるものと認める。なお、第二十条の地方税法の一部改正規定について、同法の条項移動に伴う所要の修正を行つた。

二、事件の利害得失

土地地区画整理法の施行を円滑な

らしめることができる。

三、費用

本法施行のため別に費用を必要

としない。

四、附則

この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

五、施行

本法施行のため別に費用を必要

としない。

六、施行

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年四月三十日

衆議院議長 堤康次郎

土地地区画整理法施行法案

右全会一致をもつて別個の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名

八九八

西整理事業となつた場合において定められた施行規程は、新法の施行後においては、同法の規定により定められた施行規程とみなされ、その土地区画整理について定められたものとみなす。この場合において、その施行規程又は設計書に記載されている事項のうち同法の規定により事業計画において定められたものとみなす。この場合において、その施行規程又は設計書に記載され事務のうち同法の規定により事業計画において定められたものとみなす。この場合において、その施行規程又は設計書に記載された事務のうち同法の規定により事業計画において定められたものとみなす。

3 第一項の規定により新法第三条第四項の規定により施行される土地区画整理事業となつた第一項に規定する土地区画整理について置かれていた土地区画整理委員会は、新法の施行後においても、同法第七十条第一項の規定により置かれる土地区画整理審議会の委員が同法第三条項において準用する同法第五十八条第一項の規定による選挙されるまでの間は、なお従前の例により存続するものとし、その間は、同法に規定する土地区画整理審議会の権限を行なうものとする。但し、同法の施行の日から起算して一年を経過した日後においては、この限りでない。

(従前の処分、手続等の効力)
第六条 第二条、第三条第七項、第十四条第三項又は前条第一項の規定により土地区画整理事業となつた土地区画整理について、それぞれ土地区画整理事業となる前に、第十三条の規定による改正前の都市計画法若しくは旧特別都市計画法

又はこれらの規定に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他行為は、新法の適用について定められた施設規程に相当して、同法中これらの規定においては、同法の規定によつてしたものとみなす。

規定(これらの規定において準用する旧耕地整理法の規定を含む)又はこれららの規定に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他行為は、新法の適用について定められた施設規程とみなす。同法の規定による場合においては、同法の規定によつてしたものとみなす。

(第三条第一項又は第四条第一項に規定する土地区画整理に関する新法の適用)

第七条 第三条第一項又は第四条第一項に規定する土地区画整理は、新法第一百二十八条の適用については、同法の規定により現に施行されている土地区画整理事業とみなす。

(新法の施行前の行為等に対する罰則の適用等)

第八条 新法の施行前(第三条第一項に規定する旧組合・土地区画整理組合連合会又は土地区画整理については、同条同項の規定により効力を有する旧組合等に關する規定の失効前とし、第四条第一項に規定する土地区画整理については、同条同項の規定により効力を有する公共団体施行に関する規定の失効前とし、以下本条において同じ)にした行為に対する罰則については、同条同項の規定による

新法の施行後(第三条第一項に規定する旧組合・土地区画整理組合連合会又は土地区画整理については、同条同項の規定により効力を有する旧組合等に關する規定の失効後とし、第四条第一項に規定する土地区画整理については、同条同項の規定により効力を有する公共団体施行に関する規定の失効後とする。)における罰則は、前項の規定による

新法の施行前における罰則と同一の

新法の施行後における罰則と同一の

の施行前にした行為に対する異議の申立、訴願、訴訟又は第十条の規定による改正前の都市計画法第十二条第二項において準用する旧耕地整理法第八十七条の規定による補償金額決定の請求についても、同様とする。

(登録税法の一部改正)

第九条 登録税法(明治十九年法律第二十七号)の一部を次のよう改訂する。

第十九条第二十一号中「土地改良法ニ依ル土地改良法ニ依ル土地改良法ニ依ル土地改良事業」の下に「又ハ土地区画整理法ニ依ル土地区画整理事業」を加える。

(都市計画法の一部改正)

第十条 都市計画法の一部を次のように改訂する。

第十一条ノ二中「都市計画トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル土地区画整理ノ区域内」を「第十二条ノ土地区画整理事業ヲ施行スベキコトニ付都市計画トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル区域内」に改める。

(都市計画法の一部改正)

第十二条 土地台帳法(昭和二十一年法律第三十号)の一部を次のよう改訂する。

第十三条 土地台帳法(昭和二十二年法律第三十一号)の一部を次のよう改訂する。

第十四条第二項及び第十六条第一項中「特別都市計画法若しくは都市計画法により土地区画整理」を「土地区画整理法により土地区画整理事業」に改める。

(土地台帳法の一部改正)

第十五条 土地台帳法(昭和二十二年法律第三十一号)第三十七条の二、「土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)第三十五条」を「土地改良事業施行地域の特例」を「第三章 土地改良事業施行地域の特例」を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

(第三章 土地改良事業施行地域の特例)を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

第十六条 土地改良事業施行地域の特例」を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

第十七条 土地改良事業施行地域の特例」を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

(第三章 土地改良事業施行地域の特例)を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

第十八条 土地改良事業施行地域の特例」を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

(第三章 土地改良事業施行地域の特例)を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

第十九条 土地改良事業施行地域の特例」を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

(第三章 土地改良事業施行地域の特例)を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

第二十条 土地改良事業施行地域の特例」を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

(第三章 土地改良事業施行地域の特例)を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

(第三章 土地改良事業施行地域の特例)を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

第一項中「土地改良法」を加え下に「又ハ土地区画整理法」を加える。

第十二条 土地改良法第五十五条第一項中「土地改良法」を加え第十六条第一項中「土地改良法」を加える。

(家屋台帳法の一部改正)

第十三条 家屋台帳法(昭和二十一年法律第三十一号)の一部を次のように改訂する。

第十四条第二項及び第十六条第一項中「特別都市計画法若しくは都市計画法により土地区画整理」を「土地区画整理法により土地区画整理事業」に改める。

(土地台帳法の一部改正)

第十五条 土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)第三十七条の二、「土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)第三十五条」を「土地改良事業施行地域の特例」を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

(第三章 土地改良事業施行地域の特例)を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

第十六条 土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)第三十五条」を「土地改良事業施行地域の特例」を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

(第三章 土地改良事業施行地域の特例)を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

第十七条 土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)第三十五条」を「土地改良事業施行地域の特例」を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

(第三章 土地改良事業施行地域の特例)を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

第十八条 土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)第三十五条」を「土地改良事業施行地域の特例」を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

(第三章 土地改良事業施行地域の特例)を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

第十九条 土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)第三十五条」を「土地改良事業施行地域の特例」を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

(第三章 土地改良事業施行地域の特例)を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

第二十条 土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)第三十五条」を「土地改良事業施行地域の特例」を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

(第三章 土地改良事業施行地域の特例)を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

第二十一条 土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)第三十五条」を「土地改良事業施行地域の特例」を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

(第三章 土地改良事業施行地域の特例)を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

第二十二条 土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)第三十五条」を「土地改良事業施行地域の特例」を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

(第三章 土地改良事業施行地域の特例)を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

第二十三条 土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)第三十五条」を「土地改良事業施行地域の特例」を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

(第三章 土地改良事業施行地域の特例)を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

第二十四条 土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)第三十五条」を「土地改良事業施行地域の特例」を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

(第三章 土地改良事業施行地域の特例)を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

法第九十五条第一項に規定する共通施行者又は土地区画整理法により土地区画整理事業を施行する者に改める。

第三十六条及び第三十七条中「土地改良事業」の下に「又ハ土地区画整理事業」を加える。

「土地改良事業」の下に「又ハ土地区画整理事業」を加える。

法によつておるのでござります。然るに、同法は、明治四十二年の制定にかかり、すでに昭和二十四年に廢止されおるばかりでなく、元来、市街地における区画整理事業には適合いたさない部分が少くないのでござります。従つて土地区画整理に関するこれらの法律を総合整備する必要は、すでに認められておつたところであり、今回の提案を見た次第でござります。

以下、本案の從來の土地区画整理制度と異なる主なる点を述べますと、第一、土地区画整理組合は、從来は土地所有者によつて組織することを原則といたしておりましたが、近時の借地権の重要性に鑑み、事業を円滑に施行するため、借地権者もその組合員となることとしております。第二に、地方公共団体は、從来は建設大臣の命令によつて事業を施行することとなつておるのでございますが、これを地方の実情に応じて自主的に事業を施行することとしたとしております。第三に、國の利害に重大な関係がある土地区画整理事業については、從来も戦災復興事業のことく、行政庁が施行に当つておるのでございますが、今後においてもこの制度は維持され、なお特に必要がある場合は、建設大臣みずから事業を施行することができるとしてござります。第四に、事業の円滑な施行を図るために、土地の所有者、借地権者のみならず、その他の関係権利者の意見が反映し得るよう措置を講ずることでございます。事業計画及び換地計画を定めるに当りましては、あらかじめ公衆の聴聞に供し、利害關係者の意見提出の途を聞き、土地区画整理審議会の委員、土地区画整理組合の役員及

び総代の任期を定め、又その改選、解任請求制度を設ける等の措置を講じております。第五に、一定規模以下の過小宅地、過小借地、又は関係権利者の同意がある宅地につきましては、換地に代えて建築物の一部を与える立体換地制度を設けておるのでござります。

次に、土地区画整理法施行法案は、過規定期と、関係法令の改廃を規定するものでござります。

建設委員会におきましては、右二法案に対し逐条、慎重な質疑応答を重ねましたが、審議の詳細は会議録によつて御承知を願うことにいたします。實は、土地区画整理事業全般に亘り、甚だ広汎に及んだのでございますが、主なる事項といたしましては、一つ、都市計画と土地区画整理事業との関係、区画整理事業が都市計画事業として施行される場合、二つ、事業主体については行政庁が施行する、國の利害に重大なる関係を有する事業の意義と、それを定める基準、個人施行と組合施行及び地方公共団体施行の差異。

三つ、組合施行の場合について、当初から事業施行に反対した者の立場、係争中の土地の権利者の取扱、土地区画整理審議会委員及び評価員の人選。四つ、換地計画における過小宅地、過小借地の基準、立体換地の場合、從前の諸問題等でござります。特に立体換地については、その実施に当たり生ずる各種の問題につき、多くの質疑応答が重ねられた次第でござります。

なお、本法案に対しましては、農林委員長から、食糧増産を図り、耕作者に対する割合以上の農地又は放牧採草地が含まれている場合は、農林大臣の意見を聞き、土地区画整理組合の役員及

かくて質疑を終了いたし、土地区画整理法案につき討論に入りましたところ、田中委員から「本案は旧制に対し前進であるので賛成するが、審議の過程に見るときは、他の法制との関連においてなお不十分なものがある。そ

の一、二の例を挙げれば、一つ、借地権を所有権同様に取扱つておることは適当であるが、借家権、農地耕作権者に對する発言権を更に考慮すること。二つ、立体換地により都市の立体化を図ることは適當であるが、一方これに逆行するとき宅地造成に関する立法を見ることは遺憾であ

る。宅地造成に當つては、地上権その他の権利に十分考慮を払うことと共に、近い将来都市計画法の改正に當つては、都市の立体化を図ることは適當であるが、一方これに逆行するとき宅地造成に関する立法を見ることは遺憾であ

ることを期する」旨の発言がありましたことを申添えておきます。

次に、土地区画整理法施行法案について討論に入りましたところ、小澤委員から「本案に賛成するが、一部修正を提出する。」

土地区画整理法施行法案に対する修正案

中、食糧増産の阻害を来たす結果が見られるものがある。よつて本法の実施に當つては、区画整理事業の認否、都

市計画区域の設定、都市計画事業の認可に総合的な見地から考慮を払うこと

を条件として賛成する」旨の発言があ

り、三浦委員からは「附帯決議を前提とすれば、申入れの趣旨は他の途で

考慮ができると認められ、政府も又こ

れを考慮するとのことであります。第一

の耕作権の保護については、多くの研

究をしたのであるが、土地区画整理事

業の遂行との調整を図ることが立法技

術上困難であるとの結論に到達した。

従つて本法の運用に當つては、土地区

画整理事業の遂行と、農耕者の権利の

保護との調整については、政府に十分な留意を要求する必要がある。よつて

ここに、本法案に對して附帯決議を附

すことを提案する。」

附帯決議案

本土地区画整理法案は、旧制度に比し、一步前進せるものは認められますが、農耕地と市街地との調整に關しての審議の経過に鑑み、本法の実施に際し、政府において左の点に十分留意すべきである。

一、耕作者の諸権利を不当に侵害するがごとき事態を生ぜしめないよう努めること。

二、農地との調整に關する政令立案に當りては、建設、農林両省において十分なる連絡をとり、前記の趣旨実現方につき、特段の配慮をなすこと。

三、土地区画整理法施行法案に対する修正案

次のように修正する。

第二十条中「第一百一条の六」を「第七十三条の六」に改める。

この修正案は、去る六日、本院において地方税法の一部を改正する法律案

が修正議決せられた結果、本法案第二十条中の字句を修正する必要が生じた

もので、全く形式的なものである趣旨

の発言があり、一部修正案の提出があ

りました。

かくて討論を終結、先づ小澤委員提

出の修正案を採決に付しましたとこ

ろ、全会一致、これを可決いたし、次に

修正部分を除く原案全部につき採決い

たしましたところ、全会一致、これを可決いたしました。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

先づ土地区画整理法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八君) 次に、土地区画整理法施行法案全部を問題に供します。委員長の報告は、修正議決報告でござります。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て委員会修止通り議決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第五、図書館運営委員長報告、図書館運営委員長高橋道男君。

〔報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(河井彌八君) 日程第六、図書館運営委員長報告、図書館運営委員長高橋道男君。

〔報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(河井彌八君) 日程第六より第十二万点の購入と中央館における一般公開につきましては、すでに前回御報告申し上げたところどざいますが、これが利用範囲の拡大が要望せられたことに従いまして、先づ大阪における計画を進めまして、本年三月末日に至り、一万五千点、二百十五万一千五百頁の複写を完了いたし、去る四月一日から大阪の府立図書館において公開閲覧を開始した次第であります。なお残余の分についても、逐次作成の上公図書館を加え、三十の支部図書館を以て組織せられておりまして、その職員

の定員は、従来館長以下雇用を含めて五百六十六名であつたのでござりますが、本年度におきましては、一般的な人員整理の要請に応じまして、業務に支障を来たさない範囲において、主事以下の定員中九名を減員することとなり、その一環として、本委員会におきましても國立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案に対しても五百六十六名であつたのでござります。

なお、今回の措置に因連いたしまして、過般政府職員と同様特別待命の制度を実施いたしました結果、九名の特別待命を承認いたしている実情でござります。

昨年十月から本年三月までの半年間に

における国会図書館の各般の業務実績についておきましては、去る二月十日、前回本議場において報告いたしました前半

か年の実績と大体同様であります。順調に経過いたしておりますが、その詳細につきましては、五月六日付報告書に譲り、以下業務上一二、三的主要点

について御報告いたしたいと存じます。

第一は、特許に関する貴重文献であるP Bリポートの関西における閲覧の開始についてであります。P Bリポート

について御報告いたしたいと存じます。第一は、特許に関する貴重文献であるP Bリポートの関西における閲覧の開始についてであります。P Bリポート

について御報告いたしたいと存じます。

第一は、図書その他一切の資料を返還いたしましたが、昭和二十八年、労働

科学研究所に対して国有財産を譲渡し得る旨の法律の成立により、その後これら移管された資料の返還について準

備を進めて参りました結果、去る四月一日、図書その他一切の資料を返還いたしたのであります。閲覧室を開設中につれておりましたが、昭和二十八年、労働

科学研究所に対して国有財産を譲渡し得る旨の法律の成立により、その後これら移管された資料の返還について準

備を進めて参りました結果、去る四月一日、図書その他一切の資料を返還いたしましたが、この際労働科学研究所

としての充実発展を祈るものであります。

第二に、国会図書館本局舎の建築設計懸賞募集に關する件でござります。

本件につきましては、昨年十一月、所定の手続を経て懸賞募集の公告をいたしましたところ、その後懸賞募集要領の一部について、一部の専門建築家となり、その一環として、本委員会におきましては、おきましても國立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案に対しても五百六十六名であつたのでござります。

なお、今回の措置に因連いたしまして、過般政府職員と同様特別待命の制度を実施いたしました結果、九名の特別待命を承認いたしている実情でござります。

第三に、労働科学研究資料の返還に

關する件であります。去る昭和二年三月、法務府の告示による解散

団体元産業報国会中央本部所屬財産移管の規定に従つて、元労働科学研究所

所屬の科学資料約五万件を国会図書館に引継ぎ、爾來祖師ヶ谷の労働科学資料閲覧室を開設して一般に公開いたしましたが、昭和二十八年、労働

科学研究所に対して国有財産を譲渡し得る旨の法律の成立により、その後これら移管された資料の返還について準

備を進めて参りました結果、去る四月

一日、図書その他一切の資料を返還いたしましたが、この際労働科学研究所

としての充実発展を祈るものであります。

と認めた次第であります。日程第十四及び第十五の請願並びに第三十の陳情を

修正成立によりまして、図書館の歳出予算として新たに原子力関係の資料購入費及びP Bリポート購入費としてお

ります。

先づ土地区画整理法案全部を問題に

供します。本案に賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 日程第六より第

二十六までの請願及び日程第二十七より第三十八までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(河井彌八君) 只今上程になりました

○入交太蔵君 御異議ないと認めます。運輸委員会理事入交太蔵君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○入交太蔵君 登壇、拍手

○入交太蔵君 只今上程になりました

○入交太蔵君 只今上程になりました

○入交太蔵君 只今上程になりました

○入交太蔵君 只今上程になりました

○入交太蔵君 只今上程になりました

と認めました。日程第十九の請願は、乾麵類を米、麦、小麦粉同様に、現在の二十一級を二十三級に是正して欲しいといふのであります。委員

は、東海道線平塚、国府津両駅間に貨

物専用線を増設し、併せて御殿場線の複線復活等により、神奈川県西部地区の国鉄輸送力の増強を図つて欲しいといふものであります。日程第二十の請願は、表日本と裏日本を結ぶ中央線、篠ノ井線及び信越線の鉄道電化を促進して欲しいというものであります。委員会におきましては、いずれも願意を妥当と認めました。

日程第二十一の請願は、茨城県大子町、栃木県藤原町間に国鉄バス運行開始の請願であります。本件は請願書にあります通り、国営、民営を問わず、大子町、藤原町間を直通運転するバスの出現を希望しておるものであり、委員会におきましては、沿線利用者の利便を考慮し、願意を妥当と認めました。

日程第二十二の請願は、従前傷痍軍人に対する交付された国有鉄道無賃乗車証が終戦後廃止されたが、恩給も、法律改正により支給されるようになつたのであるから、無賃乗車証の交付も復活して欲しいといふものであります。委員会におきましては、検討の結果、願意を妥当と認めました。日程第二十三の請願及び日程第三十五の陳情は、いすれも定期航路開設を促進されたいといふものであります。委員会におきましては、その必要性を認め、願意は妥当であると認めました。

次に、日程第二十四の請願、日程第三十六及び日程第三十七の陳情は、それぞれ宮崎と京阪神間、裏日本と東京大阪方面間ににおける定期航路開設を促進されたいといふものであります。委員会におきましては、その必要性を認め、願意は妥当であると認めました。

明治二十五年第三種郵便物認可

次に、日程第二十五の熊本県阿村ソベ瀬に燈台設置の請願、日程第二十六の新潟県長岡市に測候所設置の請願は、海難、気象災害の防止のため、それを燈台、測候所を設置せられたいといふのであります。又、日程第三十の請願は、台風被害予防措置に関する陳情であります。新潟県長岡市に測候所設置の指標を講ぜらるべく、台風被害予防措置を期するため、台風情報の頻繁な提供等の措置を講ぜられたいといふのであります。又、日程第三十の請願は、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

○議長(河井彌八君) 御報告申上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もないければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八君) 本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次回の議事日程は、決定次第公報を以て御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時四分散会

○本日の会議に付した事件
一、日程第一 地方財政平衡交付金
法の一部を改正する法律案
一、日程第二 入場譲与税法案
一、日程第三 土地区画整理法施行
一、日程第四 土地区画整理法施行

一、日程第五 図書館運営委員長報
一、日程第六乃至第二十六の請願
一、日程第二十七乃至第三十八の請願
陳情